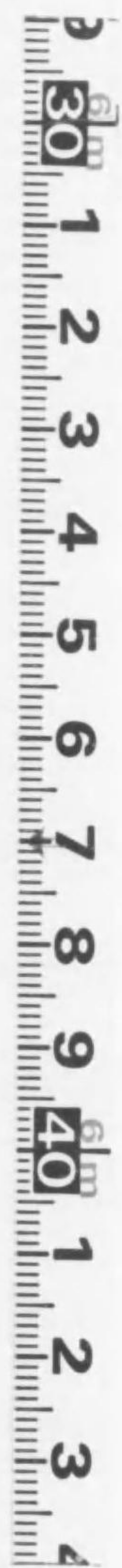


384-43



1200501455393

384
43



始



工13N76



近世日本
國民史
長州征伐



長 要 圖

0 1 2 3 4 5



ばならぬ。固より其の動機から分析すれば、楠木正成の心事かも知れない。され

長州征伐刊行に就いて

史的分水嶺

長州征伐は維新回天史に取りては、極めて緊要なる事件にして、史的に觀察すれば、一個の分水嶺である。固より如何なる徑路を辿りても、幕府の行きつく先きは、瓦解であつたかも知れない。けれども、若し此の事件微りせば、幕府は寧ろ有利的の位地を占めつゝ、其の末期に入つたかも知れない。或は餘りに醜體を暴露せずして、其の最期を遂げたかも知れない。

* * * * *

長州征伐の當然

果して然らば幕府の長州を征伐するは非乎。否、否、決して然らず。長州は固より征伐せらる可き理由があり、幕府は固より征伐す可き名義がある。如何に奉勅始末を振り翳すも、禁門に發砲したるは、決して奉勅ではない。否、只だ此の一事の爲めに奉勅の凡有る勤勞も、功績も、抹殺し去るに餘りある罪惡と云はねばならぬ。固より其の動機から分析すれば、楠木正成の心事かも知れない。され

ど其の形跡は正しく足利尊氏のそれである。然も天下を擧げて其の形跡に拘泥せずして、其の心事を闡明し、表白せんとするものは、長州及び、其の同臭一味の外は、誰も存す可き筈がない。此の如くして、長州は當然朝敵と見做す可き形跡の下に、甘んじて幕府の軍を迎へねばならぬ始末となつた。

長州の取
策る可き二

斯る場合に於て長州の取る可き策は二者である。其一は幕軍を迎へて、長防二州を焦土となすまで、飽く迄之と戦ふことだ、其二は幕軍の來攻に先んじ、恭順の誠を表し、其の命令を遵守することだ、何れも上策ではない。然も當時の長州では、此の二策以外に、他策の施す可き餘地は無かつた。

長州恭順
然説また當

長州人士の或者は固より第一策を主張した。然も此の如くすれば、長州は正しく、其非を遂げ、過を累ぬることとなる。如何に勤皇第一を標榜しても、禁門に向つて發砲し、それが則ち勤皇であると強辯は出來まい。元來長州人士は、其の藩

祖毛利元就以來、名分には重きを措くの藩風がある。長州人士は、其の進退行藏にも、必らず相當の理窟を必須とする流儀だ。されば最初から第一策を取らんとするに於ては、獨りそれが廣く天下に通用せざるばかりでなく、長防内にさへも、それが通用は不可能だ。此の如くして長州の輿論が恭順説に傾いたのは、決して不思議ではなかつた。

西郷の策
の成功

されば、西郷南洲が、當初から長州を以て、長州を征伐するの長策を取り、最初に岩國城主吉川監物——經幹——を相談相手に取り入れたのは、如何にも戦はずして勝つの妙用を解したものと云はねばならぬ。吉川家の祖廣家は關原役に於て、毛利氏の血食を保持せしめたる、毛利家に取りては、二つなき恩人だ。吉川監物は、長防二州内に於て、毛利本家の敬親、廣封即ち元徳父子を除けば、尤も重要にして、且有力なる人物だ。西郷南洲が此人を味方に取り入れたるは、彼の計企の十中の七八は、既に成就したるものと云はねばならぬ。

若し幕府が西郷の原案通りに、筋書通りに、之を實行したらんに、長藩は神妙に其命を遵奉するの他はあるまい。然り、長藩は實に、西郷等の提出したる條件通りの事を實行した。三大夫の首も、實檢に供へた。參謀四士もそれ〴〵嚴科に處した。山口城も毀つた。五卿も移轉せしむることとした。若し幕府が此れにて此の事件を打切りとせば、凱歌は正しく幕府の爲めに揚げらる可きであつた。

必らずしも長防二州と限らず、何れの藩にも、當時は大別すれば、現状維持派と現状打破派とがあつた。薩藩などにもそれが存在した。然り、明治の初期までも存在した。されば、長藩にそれが存在したとて、決して何の不思議もなかつた。但だ長藩では勤皇黨が天下に羽振り善き際には、藩内の現状維持派即ち俗論黨を屏息せしむるに餘りあつたが、禁門の變以來、勤皇派が、失意の境地に陥るや、所謂俗論黨は、積雪の下に埋没したる百草が、回春と與に一時に頭を擡げ來

るが如く、其の均衡が一轉し來つた。斯くて長防二州は俗論黨繁昌の世の中となつた。遂に藩の主力に引きずられつゝ、ある藩主父子は、前きに勤皇派に擁せられて、其の本尊となりたるが如く、今は翻つて俗論黨に擁せらるゝの已むなきに到つた。

彼等若し其の止る所を知り、止まる所に止つたならば、或は一時長防二州の平衡を得たかも知れなかつた。されど、彼等は幕府同様、自ら反動の趨勢に乗じて、管に現状を維持するを以て満足せず、更らに之を舊態に恢復せんとするに是れ急であつた。即ち改革の逆轉を企てた。左なきだに恭順其物を憚らざる勤皇派の面々が、如何でか此の趨勢を傍觀す可き。此の如くして長防は一方には幕府及び幕府と志を同する諸藩を敵とし、他方には馬關砲撃の結果として、諸外國を敵とし、而して其の國內に於ては、俗論黨と、勤皇黨とが、互ひに鎬を削ることとなつた。

幕府の行
き過ぎ

若し幕府が其の止まる所を知つて、其の止まる所に止つたならば、長州の勤皇
黨は頗る窮地に陥つたに相違あるまい。即ち木戸、高杉は勿論、山縣でも、廣澤で
も、前原でも、伊藤、井上でも、其他奇兵隊の連中にせよ、到底其力を逞うする機會
は無かつたかも知れない。然も幕府は猛烈に恭順を強ひんとし、而して俗論黨
は恭順の上に恭順を驕迎せんとする態度を示した。

六

勤皇派の
再起

別言すれば、幕府と長防二州の俗論黨とは、二州を驅りて死地に陥れた。此に於
てか、勤皇派には、倔強なる舉義の名分を寄與した。俗論黨と幕府とは、折角氣息
奄々たる勤皇派に回生起死の靈藥を寄進した。此の如くして彼等は猛然とし
て起ち上つた。而してやがては長を以て長を征せんと目論見たる西郷は、幕府
を見離して、却て長と結ぶこととなつた。而して長州の勤皇派は、元治元年甲子
七月禁門の變も、何時の間にか帳消しとなつて、再び文久元治の全盛時代を再

勤皇派の
力の教訓

現するに至つた。而して長藩内の俗論黨は、彌よ屏息し、長防二州の全力を擧げ
て、幕兵及び幕兵の味方を、四境の外に退治するを得た。

艱難汝を玉にすとの言葉は、之を長藩の勤皇派に向つて與ふ可き讚辭だ。然も
艱難は決して何人をも玉にする譯には參らない。若し其の艱難に耐へ忍び、其
の艱難を我が良師友となすほどの素質無き者に於ては、宛も積雪の下に埋れ
て死する野鼠同様であらう。されば長州の勤皇派が、順境より逆境に陥り、更ら
に其れが再び順境に廻轉するに至れる歴史は、後人に種々の暗示と教訓とを
與ふるが、就中尤も適切なる教訓は、其の現境の如何に拘らず、恒に之に處して
自から立つだけの素養を必須とするの事である。所謂隨處作主と云ひ、立處
皆眞と云ふも、要は其人の如何に存す。

昭和十二年七月初一午後三時、東京銀座民友社樓上に於て、

七

蘇峰七十五叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第二十七冊、織、豊徳以來通算第五十六冊。
- 一 現在第五十七冊「幕長對抗篇」第五十八冊「幕府瓦解期に入る」第五十九冊「倒幕勢力の擡頭」第六十冊「長州再征篇」第六十一冊「孝明天皇御宇終篇」を稿了し、更らに明治天皇御宇史第一冊通計第六十二冊「孝明天皇崩御後の形勢」第二冊「新政略」光篇第三冊「大政返上篇」第四冊「皇政復古篇」第五冊「皇政一新篇」第六冊「官軍東軍交戦篇」即ち通計第六十七冊を稿了し、今や明治天皇御宇史第七冊通計第六十八冊「官軍東下篇」の半に達してゐる。

- 一 今や時代は漸く著者の學童時代に接近し、其の舞臺に活躍する人物中には、まゝ著者の師友も現れ来る。如何に著者の油が乗りつゝあるかは、之を

以て察するに足らむ。

一 頃ろ偶然の事よりして、本書愛読者が、意外の邊に存するを知るを得た、著者は知己を千載に待つ心の掛けなるも、現時に於て此の好音に接するは、如何にも快心の至りである。

一 本篇「長州征伐」は昭和九年十二月十一日起稿、昭和十年二月六日脱稿。
一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。
昭和十二年七月初二、大森山王草堂に於て

蘇峰七十五叟

近世日本國民史 長州征伐目次

第壹章 幕長の内情……………一

一 幕府と薩長……………一

長州征伐幕府を亡す〔一〕 幕と薩長との歴史的因縁〔二〕 薩長の對幕態度の相違〔三〕 幕府長を狙ふ〔三〕 幕薩の調和〔四〕 幕薩に捨てらる〔四〕

二 外患また内憂……………五

長州の自發的冒險〔五〕 長藩幕府の陥穽に陥る〔六〕 長州の無理押し〔六〕 長の目算違ひ〔七〕 長州藩論不一致〔八〕 長藩十分の負目〔八〕

三 敵味方兩難……………九

幕府の不統一〔九〕 長藩守舊派の擡頭〔一〇〕 長州過激派中の二種〔一〇〕 武備悲願と絶對恭順〔一一〕 長藩二派融和の道なし〔一一〕 長藩の僥倖〔一二〕

第二章 征長總督の任命……………一五

四 征長の出師準備……………一五

京都町奉行標示〔一五〕 町人歸住の命〔一五〕 長州味方宥免の命〔一五〕 征長朝命〔一六〕 出師準備命令〔一七〕 將軍親發を促がす〔一七〕 松平春嶽副總督辭退〔一八〕

五 征長軍の部署……………一九

將軍親發發表〔一九〕 征長總督變改〔一九〕 幕府政令不統一〔二〇〕 征長主腦者無し〔二一〕 征長部署〔二一〕 將軍麾下〔二二〕 士氣不振〔二三〕
註 尾張慶勝征長總督辭退書〔久通宮文書〕……………二三

六 空手形の將軍進發……………二四

文久度改革廢棄令〔二四〕 妻子江戸在住復舊令〔二五〕 參視交代復舊令〔二五〕 諸侯命を奉ぜず〔二五〕 九鬼隆義の策〔二六〕 親發吹聴のみ〔二七〕 春嶽容堂死狀〔二七〕 總督任命促進〔二八〕 慶喜の富惑〔二八〕

七 征長總督の決定……………二九

朝廷の催告〔二九〕 尾張慶勝總督拜奉命〔三〇〕 幕府達書〔三〇〕 慶勝任に就かず〔三一〕 慶勝條件提出〔三一〕 征長内議〔三二〕
註 副將進發令に就き慶喜答申書〔久通宮文書〕……………三三

第三章 西郷の征長方策……………三五

八 西郷と征長 (一)……………三五

西郷活躍の舞臺〔三五〕 西郷長州眞相を探る〔三五〕 西郷の長州藩内離間策〔三六〕 幕府外國依頼の疑〔三六〕 征長延引の不可〔三七〕 長藩移封案〔三七〕 征長延引の譯〔三八〕 披前頼少し〔三九〕 副將出征の案〔三九〕 一橋離れもの〔三九〕

九 西郷と征長 (二)……………四〇

西郷の局西轉換策〔四〇〕 西郷本願寺燒棄引留〔四一〕 副總督出征を希望〔四二〕 勝森吏の近狀を語る〔四三〕

一〇 西郷と征長 (三) 四四

正論者退けらる(四四) 諸藩盡力の無益(四四) 西郷勝の人物に感服(四五) 勝の外交意見(四六) 征長促進策(四六) 西郷の生絲買占案(四七)

一一 西郷と征長 (四) 四八

尾張老公著京の見込(四九) 西郷の征討目論見(四九) 藝州飛入案(五〇) 將軍進發日豫想(五〇) 征長せき立(五〇) 征長急務(五一) 西郷征長熱心の理由(五一)

一二 西郷と征長 (五) 五二

長州探偵の結果(五三) 吉川歸順の兆(五三) 以長征長案(五四) 禁門變捕虜優遇案(五五) 薩は狗會は愚(五六)

一三 征長軍議の決定 五六

幕府の征長延引釋明(五六) 諸藩有志議決(五七) 征長總督參内御暇乞(五八) 天皇寮馬を賜はる(五八) 尾藩への御沙汰(五九) 攻撃開始決定(六〇)

註 一橋慶喜松平慶永への狀〔續再夢紀事〕 六一

一四 征長總督と西郷吉之助 (一) 六二

西郷安堵(六二) 死地に追ふの拙(六二) 長を以て長を制するの策(六三) 早々落著の希望(六四) 總督に説く(六五) 尾張侯より脇差拜領(六六)

一五 征長總督と西郷吉之助 (二) 六七

西郷の方略(六七) 慶喜干與を取てせず(六七) 總督西郷意見を容る(六八) 密使派遣(六九) 西郷また赴く(六九) 吉川嘆願(七〇)

第四章 長藩の時局切抜策 七一

一六 禁門變後の長藩 七一

長州の困難(七一) 定廣の進發(七一) 定廣引返し(七二) 五卿また還る(七二) 三田尻會議(七三) 吉川意見書(七三) 中村佐久間等免職(七四) 五卿招賢閣に入る(七四)

一七 三家老を監禁す……………七五

令文發布(七五) 藩士山口來集防止(七五) 脱走禁止(七五) 止むを得ずば一職
覺悟(七六) 三家老推問(七六) 暴動の罪(七七) 潰奔の罪(七七) 五卿湯田に
還る(七八)

一八 吉川監物と長藩主父子……………七八

長藩邸没收(七八) 幕府申渡(七九) 敬親謹慎布達(八〇) 吉川の配慮(八一)
吉川密書(八一) 藩廳吉川同意(八二)

一九 清水清太郎、麻田公輔岩國に使ひす……………八二

麻田起用(八三) 麻田兼重問答(八三) 吉川依頼に意見一致(八四) 麻田方策
[八五] 三大夫處分の件(八五) 吉川に重々依頼の要(八六) 諸侯依頼の案(八
六)

二〇 吉川監物と麻田公輔との問答……………八八

清水麻田と吉川會見(八八) 麻田申入吉川引受(八八) 麻田復命(八九) 敬親歿

子吉川宛狀(八九) 改定申告書(九〇) 吉川廣島に赴く(九一)

二一 孤立無援の長藩……………九二

監物式部草津會見(九二) 草津會見報告(九二) 敬親監物に謝す(九三) 藝藩周
旋を約す(九三) 宇和島藩との交渉(九四) 宇和島藩使の勸告(九四) 宇和島調
停不得要領(九五) 筑前交渉不成立(九五)

第五章 長藩中兩黨の相剋……………九七

二二 長藩に於ける俗論黨の擡頭……………九七

防長僧侶の運動(九七) 長藩刻下の急務(九七) 藩主の諮問(九八) 藩政一部の
變改(九九) 山口在住の士に親諭(九九) 俗論黨擡頭機縁(一〇〇) 俗論黨山口
に入る(一〇〇) 俗論黨君主身邊に通る(一〇一)

二三 奇兵隊等の上書(一)……………一〇一

俗論黨の主張(一〇一) 正義派主張(一〇二) 山縣等の上書(一〇二) 廟堂一新
の不可(一〇三) 正義派監物意見を訊ふ(一〇四) 清水清太郎意見書(一〇四)

二四 奇兵隊等の上書 (二) 一〇六

幕軍抗拒の意見〔一〇六〕 俗論黨主張の不可〔一〇六〕 同じく二〔一〇七〕 其の理由〔一〇七〕 他藩依頼の不可〔一〇八〕 姑息誤國〔一〇八〕 君侯英斷の要〔一〇九〕

二五 奇兵隊等重ねて上書す 一一〇

政務員會議に出でず〔一一〇〕 諸隊抗議漸く盛〔一一一〕 恭順待命の使者派遣〔一一一〕 諸隊再上書〔一一二〕 征討軍恐るに足らず〔一一三〕 國內の大敵〔一一四〕

二六 俗論黨と正義派との對峙 一一五

長州藩論依違〔一一五〕 正義派勢力恢復〔一一六〕 鹽物歸藩許されず〔一一六〕 俗論黨勢減殺案〔一一七〕 諸隊また上書〔一一七〕 英斷要求〔一一七〕 二國士民に覺悟あり〔一一八〕 一戦の機今日に在り〔一一八〕

二七 君前會議の序幕 一二〇

俗論黨山口に入る〔一二〇〕 俗論黨再び振ふ〔一二〇〕 藩政府恭順に傾く〔一二一〕

二八 君前會議と武備恭順 一二四

一 定廣井上の意見を徴す〔一二一〕 井上俗論黨一掃の策〔一二二〕 井上武備恭順論〔一二三〕 君前會議の準備〔一二三〕

毛利伊勢恭順論〔一二四〕 井上辯駁〔一二五〕 毛利能登一意恭順論〔一二五〕 井上能登を叱責〔一二六〕 藩主井上意見採用〔一二七〕 井上末家召集建議〔一二七〕 井上退出〔一二八〕

第六章 長藩兩黨相剋の犠牲 一二九

二九 井上聞多の遭難 (一) 一二九

井上刺客に襲はる〔一二九〕 井上秘策漏洩〔一二九〕 俗論黨士の計畫〔一三〇〕 井上斬らる〔一三〇〕 芋畑の中に隠る〔一三一〕 自宅に送り著けらる〔一三二〕

三〇 井上聞多の遭難 (二) 一三二

井上の傷深し〔一三二〕 母介錯を阻止〔一三三〕 所施術の申入れ〔一三三〕 傷口縫合〔一三四〕 吉富蘭一談〔一三五〕 吉富驅付〔一三六〕

三一 周布政之助の自刃(一) 一三七
 周布の人物(一三七) 最初より急進派(一三七) 周布覺悟(一三八) 吉富暗に諫告(一三八) 周布志を語る(一三九) 雌雄を決するの要(一四〇)

三二 周布政之助の自刃(二) 一四一
 毎日諫言(一四一) 麻田心事倍々切迫(一四一) 麻田自決の報(一四二) 麻田の思ひつめ(一四三) 自刃の次第(一四三) 遺書(一四四)

三三 周布政之助の心事 一四五
 金穂への遺書(一四五) 吉富への遺書(一四六) 主君への遺書(一四六) 同僚の諫止(一四七) 麻田肯せず(一四八)

第七章 長藩俗論黨の優勢 一五一

三四 俗論黨の氣勢揚る 一五一
 俗論益々優勢(一五一) 伊藤馬關に逃る(一五二) 俗論黨要路に當る(一五二)

諸隊の三大夫救出策(一五三) 三大夫救出の急要(一五四) 戦はずして人の兵を屈す(一五五)

三五 藩主萩に赴く 一五五

清水清太郎閉居(一五五) 藩主萩入城(一五六) 諸隊また上書(一五七) 藩主猛省を促がす(一五七) 國是確定の要求(一五八) 山口寂寥(一五九)

三六 硬派の主張(一) 一六〇

監物歸らんとす(一六〇) 奇兵隊士意見書提出(一六〇) 馬關和親の不評判(一六〇) 薩會の悪計(一六一) 同志推参理由(一六二) 奇兵隊上書(一六二) 組先の陰助(一六三) 國是嚴守の要(一六三) 以逸待勞の策(一六三)

三七 硬派の主張(二) 一六四

君主歸萩の不可(一六四) 恭順論者の心事(一六五) 監物周旋趣意を問ふ(一六六) 諸藩同情(一六六) 興亡監物の一心にあり(一六七) 監物素論不動(一六七) 俗論黨著々勝利(一六七)

三八 俗論黨愈よ振ふ 一六八

俗論黨士免罪(一六八) 椋梨登用(一六九) 軍務國事用掛任命(一六九) 改革制度一切破壊(一七〇) 毛利上野登用(一七〇) 藩主父子偏諱機奪の命(一七一) 監物意見を問ふ(一七一) 監物答書(一七二)

第八章 長藩三家老處分決定……………一七五

三九 吉川監物の歎願書……………一七五

長藩運命監物の手中にあり(一七五) 藩主監物に萬事依頼(一七五) 征長總督使者來る(一七六) 監物嘆願書内差出(一七七) 嘆願書本文(一七七) 大體俗論黨に同じ(一七八) 監物と俗論黨との異同(一七八)

四〇 所謂る俗論黨の主張(一)……………一七九

正俗兩論分立淵源(一七九) 村岡伊助上書(一七九) 益田等の罪惡(一八〇) 國典書籍燒棄(一八一) 穴戸備前威嚇(一八二) 萩在留志志者排斥處罰(一八二)

四一 所謂る俗論黨の主張(二)……………一八三

奸臣打取策阻まる(一八三) 吉川謙量(一八四) 徳山長府凡庸(一八四) 七卿三

四二 薩藩士と岩國藩主(一)……………一八八

田尻寄合(一八五) 奇兵隊の暴行(一八六) 岩國藩士勇武(一八六) 俗論黨本願(一八六) 本意ならず福原軍に従ふ(一八七) 薩の機心(一八八) 高崎岩國に赴く(一八九) 監物親書を與ふ(一八九) 高崎返書(一九〇) 高崎大阪に還る(一九一)

四三 薩藩士と岩國藩主(二)……………一九二

高崎大阪よりの狀(一九二) 各藩同情(一九三) 尾藩事を解す(一九三) 藩主來投案(一九四) 巨魁處分の要(一九四) 薩藩必死の盡力(一九五) 西郷の引受(一九五) 恭順一決の要(一九六)

四四 西郷吉之助等岩國に來る……………一九七

征長軍と監物との使者往返(一九七) 監物進軍猶豫願(一九八) 福原を岩國に移す(一九九) 福原預け替理由(一九九) 西郷吉川會見(二〇〇) 兩人應答要領(二〇〇)

四五 一寛一猛……………二〇一

捕虜放還〔二〇一〕 放還添狀〔二〇一〕 西郷の深慮〔二〇二〕 監物の三家老處分督促〔二〇三〕 三家老處分急要通知〔二〇四〕

第九章 長藩三家老の切腹……………二〇七

四六 萩政廳と諸隊の對立……………二〇七

三家老奪還策〔二〇七〕 浦に鎮撫を命ず〔二〇七〕 諸隊鎮撫使の命を奉ぜず〔二〇八〕 萩政廳三家老處分の決心〔二〇九〕 止むを得ずば討首〔二〇九〕 福原切腹〔二一〇〕 三家老家臣へ申達〔二一〇〕

四七 三家老四士の處分(一)……………二一一

萩政廳の警戒〔二一一〕 徳山岩國鎮撫の命〔二一一〕 三家老賜死〔二一三〕 四士斬刑〔二一三〕 益田以下擬律〔二一三〕 益田宣告文〔二一四〕

四八 三家老四士の處分(二)……………二一五

福原宣告文〔二一五〕 國司宣告〔二一六〕 三家老不本意〔二一六〕 四士罪案〔二一七〕 承服し難き加案〔二一八〕 福原不平〔二一九〕

四九 三家老四士の處分(三)……………二一九

三家老切腹模様報告〔二一九〕 益田の態度〔二二〇〕 益田切腹〔二二〇〕 國司態度〔二二一〕 國司切腹〔二二二〕

五〇 三家老四士の處分(四)……………二二三

福原切腹報告〔二二三〕 暫く御請せず〔二二四〕 介錯人仰付〔二二四〕 福原切腹の狀〔二二五〕 處分音濟〔二二五〕 宍戸の人物〔二二六〕 他三士の人物〔二二七〕

第十章 西郷の周旋奏效……………二二九

五一 國泰寺に於ける吉川監物(一)……………二二九

監物廣島に抵る〔二二九〕 首級差出〔二三〇〕 右報告〔二三〇〕 監物永井等と會見〔二三二〕 監物會見所に入る〔二三二〕 監物變通〔二三三〕 註 三家老首級處分に付尾張慶勝言上書〔開國起原〕……………二三三

五二 國泰寺に於ける吉川監物(二)……………二三四

雙方會見(二三四) 黒印一件辯解(二三五) 定廣上坂の件(二三五) 途中引返の
辯(二三六) 城地没收の件(二三六) 監物承引せず(二三七) 監物引取(二三八)

五三 吉川の歎願、督府の指令……………二三八

吉川西郷等會見(二三八) 吉川征討猶豫の確答を欲す(二三九) 吉川尾州への歎
願書(二四〇) 同藝州への歎願書(二四一) 三家老首級下賜(二四一) 幕府の命
令(二四二)

註 毛利氏征長總督に差出書付〔開國起原〕……………二四三

五四 西郷吉之助の周旋(一)……………二四三

一切西郷筋書(二四三) 西郷喜入宛狀(二四四) 同小松宛狀(二四四) 防長處分
案(二四五) 西郷急進進歩を欲す(二四六) 西郷胸中の成算(二四七) 寛典主張
(二四七)

五五 西郷吉之助の周旋(二)……………二四八

西郷小倉に赴く(二四八) 西郷越前藩邸訪問(二四八) 吉川疑問條々報告(二四
九) 吉川返事(二四九) 監物開城を請負はず(二五〇) 西郷の對長根本義(二五
一) 庸人國を誤る(二五一)

五六 西郷吉之助の周旋(三)……………二五二

吉川三個條件引受(二五二) 兵甲解除急要(二五三) 長防處分案(二五三) 總督
專斷解兵の要(二五四) 越前藩評議(二五四) 意見交換を欲す(二五五)

五七 西郷吉之助の周旋(四)……………二五六

西郷大久保宛狀(二五六) 從來の經過(二五六) 小倉出張(二五七) 長州制し易
し(二五八) 肥後越前西郷に一致(二五九) 遠からず解兵(二五九)

第十一章 長藩諸隊不服……………二六一

五八 諸隊解散の令を奉ぜず……………二六一

諸隊對藩艦關係(二六一) 奇兵齋懸兩隊德地に移る(二六一) 諸隊解散令(二六
二) 諸隊命を奉ぜず(二六三) 諸隊領袖の諭示(二六三) 諸隊山口屯集決定(二
六四) 急進決定(二六五)

五九 國是動搖に關する諸隊の建白書(一)……………二六五

諸隊山口に入る(二六五) 建白書提出(二六六) 正論堅持の要(二六七) 小挫折に屈すべからず(二六七) 倫安食糧の不可(二六八) 辯解信じ難し(二六九) 監物兩策(二六九)

六〇 國是動搖に關する諸隊の建白書(二)……………二七〇

俗論黨論據を衝く(二七〇) 三家老辯護(二七〇) 用兵一概に罪に非ず(二七〇) 三家老處罪の無効(二七一) 家名の瑕瑾(二七二) 諸隊解散の非(二七二) 山口歸還を願ふ(二七三) 人君英節を以て主とす(二七三) 添附祈願書(二七五)

六一 五卿使者を萩に遣す……………二七六

正俗兩派五卿に依頼(二七六) 五卿正派に味方(二七六) 土方萩に至る(二七七) 藩公引見せず(二七七) 漸く藩公に謁す(二七八) 土方空しく歸る(二七九)

六二 諸隊山口を去りて長府に移る……………二八〇

諸隊戒飭諭達(二八〇) 諭達承引難(二八〇) 喧嘩分れ(二八一) 雙方脱合(二八一) 諸隊長府移陣(二八二) 諸隊上書(二八二) 長府移陣の口實(二八三)

六三 諸隊五卿を奉じて長府に入る……………二八四

諸隊山口發(二八四) 長府發向の理由(二八四) 諸隊本音(二八五) 諸卿出發(二八五) 諸隊行裝(二八六) 長府著(二八七) 浦三條に説かる(二八七)

六四 諸隊と長府藩主毛利左京亮……………二八八

長府藩主の同情(二八八) 諸隊士長府當職訪問(二八八) 長府方應對(二八九) 長府藩主に意見書提出(二八九) 長府藩依頼の理由(二九〇) 長府藩主嘉納(二九二)

第十二章 毛利氏待罪書提出……………二九三

六五 萩政廳對總督府……………二九三

幕命唯順(二九三) 吉川西郷申合(二九三) 萩城中諸臣會議(二九四) 敬親父子蟄居(二九四) 藩中布告(二九五) 尾州總督使者内檢(二九五) 内檢形式のみ(二九五) 小倉藩の行動(二九六) 萩老臣小倉藩への狀(二九六) 長府藩また小倉藩に書を贈る(二九八)

六六 諸隊より藩主へ上る密疏(一)……………二九八

萩政廳また多事(二九八) 諸隊鎮撫の策(二九八) 長府藩主諸隊論述(二九九)
 長府藩世子萩に入る(三〇〇) 諸隊密疏(三〇〇) 密啓必要の理由(三〇一)

六七 諸隊より藩主へ上る密疏 (二)……………三〇二
 文久二年以後の狀勢(三〇二) 邪黨の言奉じ難し(三〇三) 上疏條目(三〇三)
 苟安の害(三〇四) 名義亂るべからず(三〇五) 楠公の例(三〇五)

六八 諸隊より藩主へ上る密疏 (三)……………三〇六
 聖天子延元帝に御勝れ(三〇六) 陸會賦毒の噂(三〇七) 八月以後昔日の北朝
 (三〇七) 禁門變の起る所以(三〇八) 國是變動すべからず(三〇九) 右要領
 (三〇九) 長人の理窟(三一〇)

六九 諸隊より藩主へ上る密疏 (四)……………三一〇
 七月變の辯護(三一〇) 權謀の中至誠あり(三一〇) 名義消滅の愧(三一〇) 邪
 說壘塞愈甚し(三一〇) 天下の同情者(三一三) 無策却つて妙策(三一四)

七〇 萩政廳と總督府との交渉……………三一五

第十三章 五卿筑前移轉策……………三一

七一 五卿移轉問題……………三二一
 筑前幹旋(三二一) 陳筑前旋真意(三二二) 諸隊の五卿移轉反對(三二二) 長藩
 切迫至極(三二三) 五卿内意(三二三) 筑前藩再び五卿引取申出(三二四) 三條
 書を月形に遣る(三二五) 三條實美狀(三二五)

七二 筑前と五卿移轉問題 (一)……………三二六
 幕府の筑前藩命令(三二六) 過激派強硬反對(三二六) 西郷の長州出張を危む
 (三二七) 過激派風采言動(三二八) 諸隊意氣込(三二八) 諸隊五卿推立の要(三
 二九)

七三 筑前と五卿移轉問題 (二)……………三二九

月形仙藏の申入(三三〇) 仙藏の議論(三三〇) 五卿英断を勧む(三三一) 五卿一所に移轉希望(三三一) 月形渡海の利勸説(三三二) 中岡の五卿移轉延期願(三三三)

七四 五卿移轉と筑薩の斡旋……………三三四

五卿の憤み(三三四) 五卿移轉意向を示す(三三四) 筑前使者萩に至る(三三五) 持危勸解の記事(三三五) 萩政廳諸隊幹部に勸説(三三六) 西卿月形等謀議(三三七)

七五 西郷吉之助馬關へ赴く……………三三八

西郷馬關に赴かんとす(三三八) 薩人危険視(三三九) 山縣等意見書(三三九) 五卿移轉反對(三四〇) 眞正勳意蔑如の恐れ(三四一) 西郷馬關に於ける行動(三四一) 西郷馬關行の効果(三四二)

七六 五卿渡海の促進(一)……………三四三

移轉期約定を求む(三四三) 長谷川議論(三四四) 渡海期日約定(三四四) 月形五卿の轉座督促(三四五) 五卿答書(三四五) 五卿立場の困難(三四五) 萩藩反正困難(三四六)

七七 五卿渡海の促進(二)……………三四七

長府家老の五卿移轉反對(三四七) 五卿容易に動かず(三四八) 筑前方の督促(三四八) 移轉期の確答(三四九) 高杉雄發(三五〇) 月形また渡海督促(三五〇)

第十四章 高杉晋作脱走……………三五三

七八 高杉晋作、萩を逃れ馬關に去る……………三五三

天下を動かす力(三五三) 高杉驟起機宜途中(三五三) 高杉急に萩を去る(三五四) 徳地に赴き山縣等會見(三五五) 俳歌口吟(三五五) 馬關に入る(三五六)

七九 高杉晋作筑前に入る……………三五七

淵上來訪(三五七) 高杉の抱負(三五八) 福岡に入る(三五八) 期待裏切らる(三五九) 身を野村望東尼に寄す(三五九) 喜多岡の斡旋(三六〇) 高杉の經企(三六〇)

八〇 西郷、高杉會見の傳説……………三六一

望東尼幹旋(三六一) 恐らくは小説(三六二) 馬關會見も疑(三六三) 防長回天史の説(三六三) 税所の否定(三六四)

八一 高杉晋作馬關に還る……………三六五

望東尼の餓(三六五) 高杉馬關に還る(三六六) 決死の覚悟(三六六) 奇兵隊勳かず(三六七) 赤瀬正俗調停(三六八) 赤瀬高杉を容れず(三六八)

八二 高杉晋作舉兵を謀る……………三六九

赤瀬伊藤を誘ふ(三六九) 赤瀬駁事(三六九) 諸隊長即時舉兵に反對(三七〇) 諸隊長漸次減少(三七一) 諸隊長高杉を宥む(三七一) 高杉諸隊長を罵る(三七二) 高杉激語(三七三)

第十五章 高杉晋作舉兵……………三七五

八三 高杉晋作兵を率ゐて馬關に入る……………三七五

高杉馬關に據らんとす(三七五) 諸卿に訣別(三七五) 福田の阻止(三七六) 出陣の状況(三七六) 長府侯阻止せんとす(三七七)

八四 高杉晋作舉兵の心事……………三七九

高杉大場宛狀(三七九) 長府公種々思召(三七九) 心事辯解(三八〇) 無斷出發辯解(三八一) 山陽小屏風盜來(三八一) 死後の依頼(三八二) 豫記墓表(三八二)

八五 高杉勢馬關會所に逼る……………三八四

寺内井上引渡請求(三八四) 會所に借金(三八五) 會所襲撃の模様(三八五) 久保高橋根來と談判(三八六) 井上寺内を萩に返す(三八六)

八六 高杉、三田尻の三艦を奪ふ……………三八七

奉行所を襲ふ(三八七) 軍艦奪取(三八八) 奪取船利用策(三八九) 募兵(三八九) 艦募面々(三八九) 奇兵隊日記記事(三九〇)

第十六章 諸隊萩に入らんとす……………三九三

八七 諸隊二卿を奉じて長府を發す……………三九三

諸隊萩に向ふ〔三九三〕 長府發〔三九四〕 山縣刺髮〔三九四〕 萩政廳衝動〔三九五〕 筑藩七萩に至る〔三九五〕 尾州使萩に入る〔三九五〕 尾州使小倉に赴く〔三九六〕 穩便方策〔三九六〕

八八 萩政廳戒嚴令を布く……………三九七

長谷川諸隊鎮撫勸説〔三九七〕 諸隊鎮壓に決す〔三九八〕 鎮壓決定次第〔三九九〕 餘儀なき決定〔四〇〇〕 召集令〔四〇〇〕 諭告〔四〇〇〕 手當掛任命〔四〇一〕

八九 萩政廳正義派七士を殺す……………四〇一

種々の刺戟〔四〇一〕 正義派七士處分〔四〇二〕 陸筑藩士穩便策建言〔四〇三〕 過酷處置の害〔四〇三〕 西郷等七士處分に愕然〔四〇四〕 筑藩申分〔四〇五〕 西郷の落膽〔四〇五〕

九〇 七士殺戮に關する西郷の書翰……………四〇六

西郷失望〔四〇六〕 馬關入りの次第〔四〇六〕 諸隊長と論判〔四〇七〕 調和の見

込〔四〇八〕 萩藩の激徒處分〔四〇八〕 調和の道絶果〔四〇九〕 案外の成行〔四〇九〕

九一 七士殺戮後の萩政廳と諸隊 (一)……………四一〇

巡見使萩に入る〔四一〇〕 世子巡見使訪問〔四一一〕 巡見使諭告〔四一二〕 巡見相濟〔四一二〕 總督諸隊慰諭策〔四一二〕 若井莊原問答〔四一三〕 諸隊不服の辨〔四一四〕

九二 七士殺戮後の萩政廳と諸隊 (二)……………四一五

諸隊伊佐移轉〔四一五〕 諸隊高杉隊との關係〔四一六〕 浮浪脱藩人員〔四一六〕 若井申聞せ〔四一六〕 若井の穩便努力〔四一七〕 三好毛受等問答〔四一八〕 忠勇隊行勤〔四一八〕 米金奪取の噂否定〔四一九〕 馬關高札の事〔四一九〕 二卿萩行きの事〔四二〇〕

第十七章 萩藩廳の武力鎮壓策……………四二一

九三 三條西、四條二卿と萩政廳……………四二一

萩政廳布達(四二一) 二卿に出立見合を命ず(四二一) 藩主諸隊への直書(四二二) 二卿車役の伊佐出張を求む(四二二) 執政來らず代理會見(四二三) 兩卿申聞(四二三) 清末藩主また來らず(四二四)

九四 清水清太郎の賜死……………四二五

賜死の命(四二五) 清太郎の人物(四二五) 憤慨屏居(四二六) 宣告文(四二六) 屠腹の狀(四二七) 萩政廳使者二卿訪問(四二七) 二卿長府歸著(四二八)

九五 尾州及び筑前の意見……………四二九

残るは五卿渡海問題のみ(四二九) 月形申出(四二九) 若井の國內鎮撫方上申(四三〇) 若井吉川會見狀況(四三〇) 長谷川若井の異同(四三一) 止むを得ずば兵力鎮定(四三二) 若井の勸告(四三三)

九六 俗論黨政廳の武力鎮靜支度……………四三三

武力鎮定決定(四三三) 出兵主旨諭令(四三四) 行軍部署(四三四) 公卿に對する方法(四三五) 兵糧攻戰法(四三五) 各所表榜(四三六) 出發期日(四三七) 三支藩(船)(四三七)

第十八章 五卿渡海問題の決定……………四三九

九七 太田野村の哀願書……………四三九

哀願書提出(四三九) 哀願書本文(四三九) 七月變の責任所在(四四〇) 公卿七月變に無關係(四四〇) 五卿引渡の無意義(四四一) 五卿引渡は國內動搖の因(四四二) 公卿轉座中止請願(四四二)

九八 哀願書の始末……………四四四

哀願不許可(四四四) 吉井幸輔周旋(四四五) 返書案(四四五) 長藩五卿に餞(四四六) 根來渡海を勸説(四四七) 長藩の爲(四四七)

九九 五卿渡海までの成行……………四四八

五卿分散を欲せず(四四八) 五卿幸府奉迎策(四四九) 副總督幸府引取賛成(四四九) 筑藩返書(四五〇) 各藩分擔の希望(四五一)

一〇〇 五卿五藩相請持……………四五二

諸隊引留め(四五二) 吉井村田月形に報告(四五三) 解兵決定(四五四) 五卿身上に就き總督府に伺(四五四) 筑前藩伺書(四五六) 筑藩への指令(四五六) 肥後以下四藩への指令(四五七)
 註 幕府人なし〔幕府衰亡論〕……………四五八

第十九章 第一回征長軍終了……………四六一

一〇一 高杉舉義の企畫(一)……………四六一

軍資を借らんとす(四六一) 密使を吉富に遣る(四六一) 高杉の密使命令(四六二) 密使目的を果して歸る(四六三) 高杉密書(四六三) 右の傍書(四六四)

一〇二 高杉舉義の企畫(二)……………四六五

所吉富宛狀(四六五) 高杉等所期(四六六) 五百金借用願(四六七) 井上身上に就き(四六七) 高杉山縣等宛狀(四六八) 肉食士人事に堪へず(四六九)

一〇三 遊撃軍の檄文と萩政廳の解散令……………四七〇

討奸檄文(四七〇) 藩廳全面的衝突回避(四七一) 諸隊氣勢益盛(四七二) 藩廳

兵出陣(四七二) 諸隊解散令(四七三)

一〇四 總督府の征長解兵令……………四七四

總督府解兵令(四七四) 第一回征長終了(四七五) 總督奏聞(四七五) 處決條々(四七六) 事實大に相違(四七七) 長岡建言書(四七七)

一〇五 第一回征長軍と西郷吉之助……………四七八

總て西郷努力(四七八) 西郷漸次寛大となる(四七九) 其の理由(四八〇) 皆西郷追隨(四八〇) 一硬一軟西郷による(四八一) 薩藩の心境變化(四八一)

年表並人物概覽

- 其一 年表……………一一一—一五
- 其二 人物概覽……………一六一—三五

索引……………一一六

挿入繪圖

- 一 防長要圖……………卷首
- 一 山縣小輔自筆和歌(五九)國是動搖に關する諸隊の建白書(一)……………二六六

近世日本國民史 長州征伐

蘇峰學人

第壹章 幕長の内情

【一】幕府と薩長



長州征伐は、幕府を亡したるものは、長州征伐だ。長州を蘇生せしめたる一言にして云へば、幕府を亡したるものは、長州征伐だ。長州を蘇生せしめたるものは、長州征伐だ。而して薩長を聯合せしめ、維新回天の鴻業に向つて、躍進せしめたるものも亦た長州征伐だ。長州征伐は、此の如く幕末期に於ける、尤も意義多く、且つ錯綜したる事件だ。此の一舉は幕府側から觀察すれば、正しく自殺的行爲であり、幕府自から其の墓穴を鑿ちたるものであつた。

第一章 幕府と薩長

一

幕と薩長との歴史
的因縁

幕府は當初から薩長に戒心した。それは恐らくは關ヶ原役以來であらう。此の兩藩は關ヶ原役では何れも西軍に與みし、徳川氏の爲めに、それぞれ懲罰を受けた。但だ長州は十の七を減せられ、薩は十は十の儘であつた。此れは薩が罪軽く、長が重いと云ふばかりでなく、徳川幕府政策上の都合であつたらう。此の如く兩藩に對しては、寛猛の差違甚だしかつたに拘らず、兩藩から幕府を見れば、何れも關ヶ原役は、永久の恒久の遺憾であつた。而して此の遺憾の情は、幕府に反映して、それぞれ戒心の對象となつた。

薩長の對
相違態度の

癸丑甲寅以來、概説すれば幕府は薩を畏れて、長を惡んだ。薩人は鈍重を装ひ、虎視眈々として、其の機會を俟つものの如くであつた。長州は輕俊快利、動もすれば幕府に肉薄するの態を現した。特に文久元治の交には、薩は公武合體に始終したが、長の態度は、表面から公武合體を否定しなかつたに拘らず、長派の左翼中には、攘夷即行は愚るか、討幕の魁たらんことを期する者も少くなく、而して長は實に過激の公卿と、過激の浪士との一大背景であつた。されば幕府が薩を

幕府長を
狙ふ

隱然の敵として畏れ、長を殆ど公然の敵として惡んだのも、強ち不思議はあるまい。文久三年八月十八日の政變は、薩と會津と幕府との合作にして、其の主謀者は、薩と云ふも、過言でなかつた。所謂長派及び長派に頼る連中が、薩賊會奸の新語を打出したるも、此れが爲めであつた。而して元治元年七月十九日禁門の變に際しては、薩會の聯合軍が撃つて之を平げた。此の如くして長、薩、幕三個の勢力が從來動もすれば互ひに三角干係をなしつゝ、あつたものが、彌々幕と薩とは一致して、長に對する、對立干係に一變せんとするの勢を呈した。此れは幕府に取りては、希有の機會であつたに相違ない。

幕府は長を惡んだ。幕府は長を致命の大敵と認めざる迄も、其の禍原と認められたれば之を掃蕩するの機會を、平生から狙つてゐた。元治元年七月十九日禁門の變なき以前から、即ち文久三年八月十八日の政變以後、征長は幕府に於ける白晝の夢ではなくして、漸く現實となりかけて來た。乃ち長州から堺町御門の守衛を奪ひたるは、長州を激して、幕府に反抗せしめ、その反抗を征長の口實と

幕府の訓和

なす積りであつたと揣摩することも、必らずしも不可能のことではない。それは兎も角も、文久三年長藩堺町御門守衛の取上げが、一轉して元治元年長人禁門の變となり、而して禁門の變が一轉して、慶應元年征長の役と爲る。此の三段論法は、何人も是認せねばならぬ順序である。而して此間に於て、幕と薩とは、恒に同一の側に立つてゐた。但し双方の氣分や心持が、全く融合、和解したるや否やは、別問題として、薩は必らずしも悉く幕府の節度を奉せざる迄も、亦た幕府の節度の下に立つて居た。

幕府に捨てらる

併し當初から薩藩は幕府の忠臣でもなければ、良友でもなかつた。幕と薩とは、宛も偶然停車場に落ち合ひ、それより或る地點まで、汽車旅行を共にしたる旅客に過ぎなかつた。彼等は銘々の了見ありて、決して始終提携する杯の覺悟は持たなかつた。少くともそれが薩には無かつた。されば薩は幕と與に同一の汽車には乗つたが、未だ必らずしも幕府の行く所までは行かなかつた。否、幕府との道連を迷惑と考へ、或る地點に到れば、卒然として御免を被つた。而して幕

府は之れが爲めに、全く置いてけぼりを喫せしめられた。幕府は此に於て薩の不信を憤るも、事は既に晚矣であつた。薩は幕の爲めに動かさず、薩の爲めに動いた。而して其の止るも亦た然りであつた。

【三】 外患また内憂

長藩の自發的冒險

長藩は實に内憂外患の窮地に陥つた。此れは別段他を咎め、他を怨む可き理由は無い。平たく云へば自業自得だ。馬關に於て攘夷の手初めとして、外船を砲撃したる結果が、四國艦隊の來襲となつた。此れは勅命幕令によると申譯はしたものの、其の勅命幕令も、一膜を排して考察すれば、長藩自からが申し下したものと解せられないことはない。云ひ換ふれば、長藩の攘夷は決して他から餘儀なくせられたものではなかつた。云はゞ自發的の冒險であつた。併し此の事

件は、兎も角も四國艦隊の來襲講和、償金支拂によりて、其局を了した。其の顛末は、既記の通りだ。〔參照 内外交渉篇 四五―七八〕然も内憂に至りては、更らに大なるものがあつた。

長藩幕府の陷る

内憂とは外患に對しての言葉にて、此處にては對幕府のことだ。幕府では長州征伐を、元治甲子七月十九日禁門事變以前から、溯りて云へば文久三年八月十八日政變以來企畫してゐた。幕府では幕府を當惑せしむる過激派の中堅は長藩であり、根據は長藩であり、策源地は長藩であることを看取し、一舉に之を掃蕩す可く目論んでゐた。斯る折から長藩が自から進んで皇居の附近に肉薄し、其の砲丸を皇居の家根上に飛ばしたる罪跡は、天下に昭著なる事實にして、到底掩ふ能はざるもの、長藩は宛も幕府の設けたる陷窠に、自から飛び込んだものだ。從來勤皇の第一を以て、自から任じたる長藩も爾後餘儀なく朝敵の名を受けねばならぬ始末に立ち到つた。

長州の無理押し

固より長藩にも、老成練達の士に乏しくなかつた。されば言論抗争にて、要領を得ざれば武力抗争、武力抗争にて要領を得ざれば、戦闘抗争となる順序を豫期しないこともなかつた。而して之を豫期して出兵に反對したる岩國城主吉川監物の如きもあつた。されど文久三年八月十八日の政變が、本來無理であつたから、其の反動も亦た勢ひ無理ならざるを得ず。此の如くして無理が無理を産み、その無理が復た無理を産み、遂ひに已むを得ずして、騎虎の勢ひに驅られ、禁門の變まで落ち行いた。

長州の目算違ひ

勝てば官軍、負れば賊と云ふ言葉は、戊辰に至りて世に出で來りたれども、其の意義は昔からあることだ。長藩にして武力にて反對派を蕩掃さへすれば、其後は如何様にも善後策は出で來るもの。逆に取りて順に守るも、古來其例乏しからず。されば只だ一氣に勝さへすればとて、乗り出したるものであつたらうが、其の勝利の見込が見事に外れた。中には當初から其の勝利の見込が無かつたけれども、今更後へは引かれなかつたから、目をつぶつて飛び込んだものも鮮くなかつたであらう。何れにもせよ若し禁門の變に、長藩が勝利を占めたらん

長藩論
不一致

には、彼等は其の勝利の獲物として、如何なる申譯も、云ひ開らきも、出來たかも知れない。されど敗北となりては、萬事休矣せざるを得ない。
勝つてさへも其の名義を正しくするには骨が折れる仕事に、負けては致し方は無い。只だ甘んじて朝敵とか、逆賊とかの名を受くるの他はないばかりに、今や長藩は窮地に陥りてゐた。而して斯る場合に、其の藩論は必らずしも一致しなかつた。斯る大事件を惹起し、藩主敬親、定廣父子をして、斯る逆境に陥らしめ、併せて長防二州をして、孤立無援にして、然も四境の内に大敵を引受けねばならぬ始末に立ち到らしめたるに就ては、其の責任問題が、出で來る可きは寧ろ當然の事と云はねばならぬ。而して其の結果は取りも直さず、藩論の不一致となり、此の如くして内憂の中から、更らに一層の内憂を生ずるに到つた。内憂中の内憂とは、藩中に於ける反對論者の擡頭だ。

長藩十分
の負目

以上の如く幕府には十分の勝目があり、長藩には十分の負目がある。單に禁門の變にて、其の勝負が定まつたばかりでなく、變後の形勢が正しく此の通りであつたとすれば、問題は極めて單簡である可きに似てゐる。けれどもそれが事實に於て然らざるものあるは、是れ人事の複雑にして、端倪し難き所以と云はざるを得ず。而して此中に長藩は九死の中より一生を得來りたる次第は、此れよりやがて物語るであらう。然も若し長藩を死地に陥れたものが、幕府にあらずして、長藩であつたとすれば、長藩を死地より救濟したるも、亦た長藩でなく幕府であつた。

【三】 敵味方兩難

幕府の不
統一

若し元治元年七月十九日禁門の變後直ちに幕府が征長軍を差し向けたらんには、其の目的を達するに尤も有效であつたに相違あるまい。けれども幕府の内輪には、何等統一が無かつた。第一は一橋慶喜を中心とする京都と、江戸に於

ける幕閣との間に、動もすれば意志の疏通を缺いた。而して幕閣の中にも、將た一橋を中心とする仲間にも、又た銘々の意見がありて、其議が熟せず、熟しても實行の埒に到らなかつた。此の如くして遷延又た遷延、而して其間には既記の如く、元治元年八月五日の四國艦隊の馬關襲撃が行はれ、八日に至りて、講和となつた。云はゞ幕府にして、眞に征長の意志ありたりとすれば、正しく其の好機會を逸し去つた。

長藩守舊派の擡頭

不統一は決して幕府側ばかりでは無かつた。長藩側でも、其の藩論は必らずしも一致しなかつた。門閥家は何れに於ても、守舊的である。長藩に於ても門閥家を主として、藩士の中には、當初から過激派の措置を快としない連中は少くなかつた。然るに今や過激派は、禁門の變に、散々に打ち負けて、其の責任者と云ふ可き面々の大半、否な過大半は討死し、切腹し、而して殘餘の者も、ほうほうの態にて歸國した。是れ方さに守舊派が擡頭す可き一時である。

長州過激派中の二種

尙ほ同じく過激派と云ふ中にも、自から即行派と持重派とがあつた。禁門變に

直接干繋ある連中は前者にして、出兵して未だ途中に在るもの、若しくは在藩の者、例せば周布政之助——當時麻田公輔と稱す——、高杉晋作の如きは後者であつた。併し今更ら我は持重派であるとして、守舊派に與みす可きでもなく、守舊派も亦た彼等を容る可きではなかつた。守舊派の眼中からすれば、過激派は只だ過激派として取扱ふ可きものにして、其間に即行派とか、持重派とかの區別は無かつた。

武備恭順と絶對恭

如何に申譯けしても、禁門の變に於て、皇居に向つて發砲したる事實を抹殺することは出來ず。されば此の事實に對しては、過激派も守舊派同様叩頭するの外は無かつた。叩頭即ち恭順である。されば長藩としては、征長軍に對しては、我より進んで邀へ戦ふ理由も無く、氣勢も無く、一同恭順の意を表すが國論であつた。但だ問題は恭順の程度だ。此の程度に就ては、激派の中には當時井上聞多の發言したる武備恭順と守舊派の絶對恭順との差別を來たした。絶對恭順とは、幕府の要求通り、幕府の措置通り、無條件に承服することだ。武備

長藩二派の和の道なし

恭順とは、禁門の變に就ては、相當の責任を負ふが、若し幕府がそれ以上の要求を強ひ、征長の軍兵を長防兩國の境内に進むるに際しては、兩國を焦土となしても、潔く決戦せんとの意氣込みだ。而して實のところ長藩でも、此の絶對恭順論と、武備恭順論との間には、未だ融和の道は無かつた。否な藩主父子の眞意は、恐らくは武備恭順論にあつたとしても、藩論の多數は、それではなかつた。何となれば禁門の變は、藩外に於て長藩を孤立の位地に立たしめたるのみでなく、藩内に於て、過激派の凋落、守舊派の擡頭を意味するものであつたからだ。

長藩の僥倖

此の如く攻る方にも統一なく、守る方にも一致なく、其間に長藩は辛うじて外患を片附くることが出來た。然もそれには、頗る不廉なる代價を仕拂うた。それが所謂馬關條約であつた。一難已に去りて一難來る。四國艦隊と和を講じて一息嘘く間さへ無く、長藩では征長軍を迎ふるの支度をせねばならぬ。必須に迫られた。但だ長藩に取りて偶然の僥倖は、前記の如く、幕府側の措置が、甚だ遅緩にして機宜を失したることだ。而して殊に注意す可きは、禁門の變にて、長兵

を撃退し、潰走せしめたる主力の薩摩と會津とが、對長の思惑に於て、一致しなかつたことだ。會津は何處迄も、長藩を怨敵と認め、此の機會に於て、最後の打撃を與へんと欲し、薩は其罪を正すは勿論であるが、苟も長にして其罪に服せば、それ以上は敢て問ふ所でなく、寧ろ握手せんことを期待してゐたことだ。

第二章 征長總督の任命

【四】 征長の出師準備

京都町奉行
標示

先づ幕府側から語る。元治元年七月十九日、伏見、嵯峨、山崎三方より、京都へ推し寄せたる長兵は、散々の體たらくにて潰走し、京都では町奉行は、左の標札を掲示して、民心を安堵せしめんことを勗めた。

町人歸住
の命

此度長州人恐多くも自ら兵端を開き、犯禁闕、不容易之騒動に相成、諸人之難溢も不一方候處、殘賊も追々召捕、取鎮に相成候間、立去候者共、安堵歸住可致候。將又妄に燒拂候浮説を唱候輩も有之哉に候得共、右様之儀は、決して無之候間、銘々職業を勉め、立騒申間敷事。

長州味方
宥免の命

一 元來長藩人、名を勤王に托し、種々の手段を設、人心を惑候故、信用致居候者も有之候得共、禁闕へ發砲候逆罪明白にて、追討被仰出候、若信用致候者も、

前罪を悔改心候はゞ御宥免可相成候間、可申出、且潜伏落人等見當候はゞ、早速可申出候、御褒美可被下候。若隠し置、後より顯れ候はゞ、朝敵同罪たるべく候事。

此れにて見れば如何に京都に於て、長藩が人心を得つゝあつたかが判知る。惟ふに長藩では、京都に於て、思ひ切りて金を使つたものであらう。彼等が京都市民に、受けの善かつたのは、必らずしも其の勤皇の爲めのみでは無かつたのであらう。

征長朝命

朝廷では禁門の變に際し、それぞれ論功行賞あらせられ、而して幕府ではそれぞれ征長の勅命を奉じて、出師準備に著手した。

松平大膳大夫儀、兼て禁入京之處、陪臣福原越後を以て、名は歎願に託し、其實強訴、國司信濃、益田右衛門介等追々差出之處、以寛大仁恕、雖扱之、更無悔悟之意言を左右に寄せ、不容易意趣を含み、既に自ら兵端を開き、對禁闕發砲候條、其罪不輕、加之父子黒印之軍令狀、授國司信濃、由全軍謀、顯然候旁、防長に押寄、

速追討可有之事。

此れは七月二十一日から三日に亘り、朝廷に於て、會議あらせられ、二十三日關白二條齊敬以下一橋慶喜等も參加して、追討の議が決せられた爲めである。此れには固より一橋慶喜の議が、尤も重きを做したることは勿論だ。

出師準備
命令

斯くて慶喜は早速前記の朝命を傳へ、紀州、高松、彦根、土佐、津、姫路、尼ヶ崎、薩摩、石岸和田の諸藩に、大阪、兵庫、堺、西宮を警衛せしめ、若し長兵が押し返して入京せんとせば、速に之を討ち止む可く、而して阿波、筑前、津山、因幡、肥後、久留米、備前、出雲、松山(伊豫)、柳河、安藝、薩摩、濱田、宇和島、肥前、津和野、松山(備中)、小倉、中津、福山、龍野の二十一藩に出師準備を申し附け、後命を待たしめた。

將軍親發
を促がす

幕府としては、只だ其機を逸せず、速かに征長の趾を擧ぐるにあつた。而して薩藩の重臣小松帶刀の如きも、將軍親發を以て、其の第一要件と認め、其の意見を慶喜に具申し、慶喜も亦た之に同じて、大目付永井主水正を歸府せしめ、將軍の上洛を促がさしめ、且つ上洛中の老中阿部豊後守にも、其旨を含めて江戸に還

らしめたが、江戸では中々埒が明きさうにも無かつた。此に於て小松帶刀は、已むなくんば慶喜自から鞭を揚げて起つ可きを勸説し、慶喜も亦た心に其の然せざる可からざるを知つたが、彼は半ば關東の嫌疑を慮かり、半ば自己が斯る重大の責任を取れることを憚りて、只管ら關東に向つて將軍の上洛を促がしたが、それも思ふ様には參らなかつた。

松平春嶽
副總督
退

尙ほ慶喜は、征長の副惣督には、松平春嶽を推し、目付戸川鉾三郎を福井に遣り、其の上京を促がしたが、春嶽は予は三軍を指揮するの材でなく、且つ本藩の當主を措き、隱居の予に斯る大任を仰せ付けらるゝは心外なりとて、之に應ず可き色も無かつた。而して會津藩主松平容保も、其臣手代木直右衛門を遣り、薩藩では小松帶刀、大島吉之助(西郷隆盛)も亦た海江田武次を、春嶽の親臣中根雪江に遣はし、春嶽の上京を勧めたが、春嶽は遂ひに之に應じなかつた。

【五】 征長軍の部署

將軍親發
發表

江戸に於ては、將軍家茂八月二日、在府の諸大名、布衣以上の諸有司を召見して、長州征伐親發の旨を告げ、何れも忠勤を勵む可しと令し、三日老中水野和泉守、牧野備前守、若年寄酒井飛驒守、田沼玄蕃頭、平岡丹波守、寺社奉行本多能登守に留守を命じ、老中阿部豊後守、諏訪因幡守、老中格松前伊豆守、若年寄稻葉兵部少輔、松平縫殿頭、立花出雲守には、御供を命じた。然もこれは表向きの聲言にて、其實は急に將軍が趾を擧ぐ可き模様は無かつた。

征長總督
變改

尙ほ八月二日、紀伊中納言を征長總督に、松平越前守を副將に任命したが、七日に至りて紀伊中納言の總督を罷め、尾張前大納言を以て之に代へたが、彼は固く辭して之を引受く可き色は無かつた。抑も何の爲めに斯く總督を取り代へたる乎、當時幕府の政令が、一途に出でざる事情は、此の一事に徴しても自から分明だ。

幕府政令
不統一

八月十六日、中根雪江一橋殿の許にて、黒川嘉兵衛を訪ひ、征長惣督を紀侯に命ぜられしよしなれど、此地詰合の同藩人は、未ださる事ありしを知らずと答へ、甚だ不審なり。こは如何なる間違なるべきやと尋ねしに、黒川、紀侯惣督、越前侯副督のよしは、去る四日所司代より已に關白殿へ申上、一橋殿へも申上し事なるが、同七日に至り、尾張前侯惣督、淀閣老(稻葉美濃守正邦)指添のよし、淀侯より更に一橋殿へ申出られ、甚以て紛らはしくはあれども、今日は先尾侯の方、眞と認め居らるゝなりと申しし故、中根斯る重大なる職掌を、所々搜索し歩行かねば分明ならざる様にては、當惑此上無し、斯様の事を國元(越前)へ申遣はし、藩士の耳に入らば、如何なる感觸を起すべき歟と申述べ、さて沿道の諸侯へも已に夫々追討仰出されしよし、是らは何方にて計畫せられしものなりやと尋ねしに、黒川は一切心得ずと答へたりき。(續再夢紀事)

此れにて如何に長州征伐が、眞面目に、眞劍に、當初から計畫せられなかつたかが判知る。

征長主腦
者無し

十七日(元治元年八月)中根雪江、毛受鹿之介、一橋中納言殿の許に到り、拜謁を乞ひ、今度越前守(福井藩當主松平茂昭)に副將を命ぜられ、尙諸道の諸侯にも追討の命令を發せられしよし、該追討に係る策略は如何の御見込に在らせらるべきやと伺ひしに、一橋殿諸侯に追討を命ぜらるゝまでの計畫は、衆議を経て決したれど、其上の策略は、惣督の意見に任せらるゝ積りなりと申されし故、中根、策略を惣督に任せらるべしとの御事なれど、上京以來諸方にて承はり合はせしに、該惣督御未定のよし、是には當惑を極め居るなりと申ししかば、一橋殿愈尾老侯に相違あるまじ、已に紀侯より紀州免せられ、尾州に命ぜられしよし届出たりと申さる。

如何にも吞氣の沙汰だ、兎に角折角の征長も、殆んど其の主腦者を發見するに困難の有様だ。

征長部署

却説も幕府は八月十三日征長の部署を定め、藝州、松山(備中)、松代、福山、勝山、庭瀬、山崎、備前、龍野の諸藩及び藝州の支藩松平近江守等は、藝州口より岩國を経て、

山口に向ひ(松代藩は後に大阪守備を命ぜらる、因州、濱田、津和野、津山、出雲、丸岡、廣瀬、母里の諸藩は、石州口より萩を経て山口に向ひ、阿波、松山(伊豫)、高松、宇和島、今治の諸藩は、四國より徳山を経て、山口に進み、肥後、小倉、中津、安志、小倉新田、筑前、肥前、唐津の諸藩は海路下關より山口に向ひ、薩摩、島原、久留米、柳河(柳河は海軍なきを以て下關より陸路を取ることとなつた)の諸藩は、海路萩を経て山口に向ふ可く、それぞれ部署を定め、尾張前大納言慶勝には、當月中に必らず出陣す可きを命じ、五道の軍には、軍目付を派し、在京の老中稻葉美濃守(正邦)を惣督と共に、長州に出張せしむることとなつた。而して京都より達したる部署が、之に相違するものあらば、惣て江戸より達したる通りと心得よと令した。

將軍麾下

尙ほ將軍の麾下には、紀伊中納言、信州松本藩主松平丹波守、日向延岡藩主内藤備後守を後備となし、信州上田藩主松平伊賀守、丹後田邊藩主牧野河内守、信州高遠藩主内藤若狹守を左右翼となし、大城の留守居を、水戸中納言に委し、進發征伐の日數を約半個年と見積り、沿道の設備、將士の軍裝を、努めて輕便ならし

めんことを期した。

然も尾張前大納言、依然其命を拜するを肯はず、而して將軍の進發も何日の事やら、未だ確定せず。此の如くして、長州征伐の軍未だ動かずして、士氣既に半ば倭へんとするの虞れがあつた。

士氣不振

尾張慶勝征長總督辭退書

華墨拜誦仕候。如命逐日秋氣相加候處、倍御清勝被成御奉職奉悉賀候。陣は華人(成瀬正肥)えも御傳聲之趣奉奉存候。追々内外共至難之情態ニ推移り、焦心不甯、憂苦之極御座候。然處先過以來朝暮共、度々之微令も有之、押ても上京可致之處、何分近年衰弱之上、久々病氣ニ付素志に難任、痛心恐懼、在候折柄、御征長總督之蒙命候段は、武門の面目不測之、冥加至極之儀ニ付、速ニ出陣可仕之處、素より將器に乏く、惣軍統一、甚無覺束、不圖失策相成候ては、其罪萬死難贖、加之醫療更に效驗無之、不日快和之兆も不相見、既に軍期も相迫候得ば、不測止東武えは使价差立、總督之儀は御免相願置申候。右は方今之時勢に付、公武え奉對、別而奉恐入候得共、此儘遷延、其期を誤り候ては、禍害尤不尠、且又素より不肖之身、侯伯指揮甚無覺束、萬一機會を失ひ蹉跎仕候て

は、勿論一分之安危に止り不_レ申候ニ付、無_レ據右之次第嘆達仕候。是等之趣御所邊之御
執成宜敷御合可_レ被_レ下候。迅速出京之儀、縷々御垂教被_レ下候處、御懇志ニ悖_レり候段は深
心配仕候。不_レ惡御海涵奉_レ希候。右は貴復迄申上度如_レ技御座候。恐々謹言

八月廿六日

尾張前大納言

一橋中納言様

奉復

二白、身辨申上代筆申上候段、失敬御寬恕可_レ被_レ下候。以上。(久通宮文書)

【六】空手形の將軍進發

文久度改
革廢棄令

幕府の有司は、實に天下の氣運が日々前進しつゝあるに氣付かなかつた。禁門
の變ありて、眼上の痰瘤とも云ふ可き長州勢を追拂うたから、最早心配は無き
ものと認めたであらう。折角千辛萬苦して成就したる文久度の改革を、またし

妻子江戸
在住復舊
令

も元の通りに返さんとした。乃ち九月朔日には、左の令を布いた。

萬石以上の面々、並交替寄合、在國在邑、且妻子國邑え引取候共、可_レ爲_レ勝手次第
旨、去々戊年(文久二年)被_レ仰出、銘々國邑へ引取候面々も有_レ之候處、此度御進發
も被_レ遊候に付而は、深き思召も被_レ爲_レ在候に付、前々之通相心得、當地へ呼寄候
様可_レ被_レ致旨被_レ仰出候事。

又

參勤交代
復舊令

萬石以上之面々、並交替寄合參觀之割、御猶豫被_レ成下候旨、去々戊年被_レ仰出候
處、深き思召も被_レ爲_レ在候に付、向後は御定之割合に相心得、參觀交代可_レ有_レ之旨、
被_レ仰出候。

覺

諸侯命を
奉ぜず

今度諸大名參觀之割、前々之通被_レ仰出候に付而は、當時在國在邑之面々之内、
當年參觀年之分は、早々參府候様可_レ被_レ致、追而嫡子へも通達可_レ有_レ之候。以上。
是れ將軍が長州親征を口實として、文久度の改革を全廢せんとするものだ。抑

も「深き思召」とは、何事である乎、參觀交代の制も、大名妻子江戸住居も、悉く舊制に引き戻すとは、餘りに時勢を無視したる措置だ、果然當時の大名は、斯る措置を不満とし、概ね種々の口實を設け、其命を奉せず、それにも懲りず、幕府では十月二十五日、更らに譜代大名に其の妻子、家族を江戸に呼寄す可しと命じたが、それも其儘になりて、遂ひに實行を見ず、徒らに幕府の威信を損じ、其の無力を暴露するに過ぎなかつた、乃ち九鬼長門守(隆義)の如きも、松平春嶽に與へたる書中に左の如く明言してゐる。

九鬼隆義の策

然ば今度從公儀諸大名參觀、並嫡子妻子等之儀、以前之通相心得候様被仰出、尊慮如何を不知候得ども、乍恐人心悅服仕間敷敷、萬一今度之御令不被行候様相成候而は、御威光にも拘り可申と、窃に歎息仕候と云ひ、

責而は參觀之御割合、隔年百日宛之在府に被仰付、嫡子妻子之代り、人質に而も差出候様御沙汰替相成候ば、是以無益之事に可有之候得共、諸藩とも違背

仕間敷、公儀御威光も相立、諸藩之疲弊も稍少く哉と愚考仕候、

と云うてゐる、此れは乃ち當時一般の大名の輿論と見て、差支なからん歟、兎にも角にも幕吏の没分曉には、驚くの外はあるまい、

親發吹聴のみ

斯る次第なれば、幕吏は、必らずしも將軍の進發を期せず、只だその進發の聲言にて、長人は肝膽を落し、降服するものと心得、進發進發とのみ吹聴し、中中實行の埒に到らず、而して所謂總督の一件も尾張前大納言が、臍を曲げ、容易に引受く可くもなく、全く停頓の姿であつた、乃ち九月二日附福井なる松平春嶽より、高知なる山内容堂への書中にも、

春嶽存堂宛狀

神速征長之御處置有之度、又因循候得ば、異議生じ可申云々之尊示、乍憚御同意之至奉、存候、僕先日より憂患する處に有之、初め江戸老中より、以奉書申來しは、紀州へ征長總督被命候に就ては、副將之義は、越前守(松平茂昭)即ち春嶽の養嗣子へ被命候旨申越候、右故先爲取調、靱負事雪江(中根雪江)を上京申付、滯坂之紀州侯へ諸事掛合之上、越前守登京之心得にて候、然る所登京之上、紀州

へ問合候處、總督之儀未幕府より降命無之趣にて、甚不都合を極申候爾後又老中より書付渡有之紀州へ總督被仰付候得共、思召之御旨有之候故、尾先々公へ總督被仰付候旨申來り候故、早速家來用人役、名古屋表へ遣し、頼且相談旁使者申付候用人役、客月(八月)廿七日歸越承候處、先々公不快、殊に今度之征罰は大任故、幕府へ近々之内とやら、使者差出して、總督之大任奉固辭候積之由、右故諸事相談斷候との事なり、總督なくして副將之重任奉辱候儀は、難出來に就ては、固辭可仕方、允當なるべしと、種々家中之衆議を盡し候得共、兎に角上京之上、頻りに總督を早く被命候て、征長之處置に及び度と國評決著にて、客月念八日福井城登路、本月(九月)六日には、著京之日積にて候、何分豚兒(松平茂昭)能々申付置、早く總督出來、征長之御處置相成候様、剛情公(一橋慶喜)へ切々懇々建言仕候様申聞置候、實に只今因循にては、必竟生異論、徳川之興廢大關係と、畏恐無他事候。

慶喜の當

とあるが、さて其の剛情公——一橋慶喜——も、幕吏から猜疑の標的となりて、

總督任命促進

頗る當惑の窮地に立ち、今は只だ東に向つて、將軍の進發を促がす以外に、何事の措置をも做す能はざる情態であつた。

〔七〕 征長總督の決定

朝廷の催告

朝廷では頻りに將軍の上洛を催告し、尋いで、總督尾州前大納言慶勝の發向を希望し、而してそれが後るゝに於ては、副將にても進發せよとの思召であつた。長州追討總督の義、尾張前大納言殿へ被仰出候處、今以御請も無之、右様及延日候ては、不都合且混雜の義出來候も難計候間、急速御請上京等無之候はゞ、先副將以下進發、早速追討可有之旨との朝旨を達せられたが、然も尾張前大納言徳川慶勝には、會津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬など、何れも同人の弟等からも、特に彼を懲慙し、漸く其命を拜することとなつたのは、左記尾州家老よ

り、幕府への上申書によりて知らる。

尾張慶勝
命拜奉

毛利大膳大夫家來共、兵器を以奉劫朝廷、不届至極に付、速に御征伐被成に付、諸大名へ追討被仰付、仍之前大納言殿には、今般被仰付候諸藩之總督被心得、諸事可被致指揮旨、尤松平越前守副將被仰付候間、被申合、早々追討可有之旨被仰出、其後朝敵の御征伐、寸間も御猶豫有之候ては、被對京師、如何にも御不都合に有之、且追討之義は、萬事御委任の事の旨、追々上意の趣、御達御座候。右は、不容易大任之義、其上未だ所勞中には、被有之候へ共、再應厚被仰出候趣も、御座候に付、上意之趣被奉畏候、依之以私御請被申上候。

九月

幕府達書

而して之に對して、幕府は左の達書を徳川慶勝に與へた。

長州御征伐に付、總督の義前大納言殿へ被仰出候處、御請被仰上、且御病中の處、強て御發途も可有之段、達御聽、別て御大義に思召候。且又御進發も被爲、在候に付ては、御出馬の上、尙御直裁をも御待被成候旨、御尤の事に候得共、朝敵

御征伐は、御急務の義に付、中國筋列藩を始、追討被仰出候事に付、御進發以前にも、兼て被仰出候通、右の面々へ萬事御指揮被爲、在、格別盡力被爲、在候様との上意に候。

慶勝任に
就かざ

此の如く幕府では、彼が尾州發程前に、速に總督の任務を執らんことを通達した。然るに慶勝は九月十四日、名古屋を發し、二十一日京都に入つたが、彼は書を幕府に上つて、將軍の親征を促がして止まず、己れは帷幄にありて、其事を見んことを願うたが、幕府は之を肯んせず、切に其の就任を促がしたから、彼も遂に意を決して左の條件を幕府に持出した。

慶勝條件
提出

- 一 征長に付ては、全權御授之事。
- 一 長州へ屬し候最初よりの手續、並今日まで之情態、委細に爲御知之事。
- 一 攻撃之遲速進退、其外方略等之儀は、事に臨、無餘儀、機會も可有之候間、都て便宜を以、取計候心得之事。
- 一 追討御用蒙り候諸大名、差當難澁之筋より、氣方に觸候ては、御鉞先にも

關り可申と、深心配仕候付、妻子江戸住居之儀、當分御猶豫之事、
但弊藩之儀は、右に不拘罷下可申事。

征長内議

此の如くして總督問題は漸く落著した。然も慶勝は、容易に京都から其趾を擧げなかつた。而して彼は、十月三日其の旅館智恩院に、副將、閣老、大小監察を招集して、内議を開いた。其の條目左の如し。

關東御命次第、副將、閣老、大小監察へ相談の條目

- 一 伐長之御主意、彼へ表立貫徹之事。
- 一 刻日之事。
- 一 攻口之事。
- 一 總督、副將下坂日並之事。
- 一 糧秣之事。
- 一 副將軍道筋之事。
- 一 軍目付心得方之事。

伐長之御主意、彼へ貫徹の稿

毛利大膳儀兼て禁入京候處、陪臣福原越後を以て、名は歎願に託し、其實云々、速に可追討旨、從御所御沙汰に付、總督尾張前大納言、副將松平越前守、奉朝廷幕府命、帥諸軍、長門、周防へ相向、可正罪者也。

右大小監察、藝州へ差遣、大膳家老共の内呼寄、屹度可申渡事。

監察心得

將領軍配之是非、吏士功勞の等差を監察し、且軍議不決の事有之時には、關係致し相計候事。

此の如く評定の綱目を定め、それぞれ軍議を凝すこととなつた。

副將進發令に就き慶喜答申書

冷秋之節、彌御清榮珍重存候。然は防長總督尾張大納言未だ御請不申立處、右様延日ニ及候ては、御不都合、且混雜之儀、難計候ニ付、副將以下早々進發仕候様可取計旨、御

沙汰之趣、奉_レ畏候。右は早々可_レ申達_レ奉_レ存候得共、過日追討口々の達方關東異同に相成り、諸藩の疑恚も相重候義御座候間、一應關東へ申遣候上、彼方取計に爲_レ相何_レ候方可_レ然愚慮仕候事ニ御座候。殊尾張前大納言にも、愈々御免相願候旨申來候上、今程於_レ關東何と歎評儀も御座候半、當地切之取計仕候後ニ、御不都合相成候ても不_レ宜奉_レ存候。且過日御沙汰之旨も御座候得ば、大樹進發之運び合にも相成候はば、尙以て之儀、都合も可有_レ御座候間、急速進發可_レ仕旨御趣意柄得と奉_レ畏、早々關東へ可_レ申遣_レ奉_レ存候。此段よろ敷御取籍、殿下へ被_レ仰上_レ可_レ被_レ下_レ候。此段御報迄早々申入候也。

一橋中納言

飛鳥井中納言殿

野宮中納言殿

猶々追而尾州よりの書輸入_レ賞覽_レ候。殿下へ御差出し被_レ下_レ、各方御一覽後御返却可_レ給候也。(久通宮文書)

第三章 西郷の征長方策

【八】西郷と征長 (一)

西郷活躍の舞臺

禁門の變には、會津と薩摩とが其の尤も重なる役目を働いた、而して薩摩では小松帶刀と大島吉之助(西郷隆盛)とが、其の重なる役者であつた。惟ふに西郷の一生に取りて、其の油の乗りたる期間の一は、元治、慶應及び明治の最初期であらう。特に元治から慶應の初期にかけては、彼が孤島幽囚の身を抽んで、中原の舞臺に飛び出したる最初であつたから、其の氣分も自から新鮮であり、元氣も旺盛であつたことは、云ふ迄もなかつた。

西郷長州真相を探る

西郷其人は、今日と共に、明日を忘れぬだけの餘裕を持つてゐた。彼は禁門の變後直ちに探偵を派遣して、長州の真相を突き留めんことを試みた、而して彼は如何にして、其の善後の策を廻らす可き乎を考慮した。彼が八月朔日(元治元年)



西郷の長
州藩内閣
問案

京都から鹿兒島なる大久保一藏當の書中の一節に曰く、

戦争相濟と直様加治木の竹内、岩崎の兩人を長國へ探索に差出し、吉川其外末家の面々、内情如何に候や、萩中の人氣如何に候や、若し吉川等の面々異論の向も候はゞ、委敷論説いたし、本家え相離れ候策を用ひ、降表にても早く奉り候はゞ、本領安堵可致事に候間、其邊の處深く相探り、周旋いたし候様、細に相達、差出候儀に御座候、吉川等の者相離れ候處、肝要の策と相考申候、孤立の勢相成候はゞ、餘程攻め安く、二三の末家、一つにかたまり候ては、中々六ヶ敷勢も可有之事と相考候儀に御座候。

禁門の變は、七月十九日だ、それに八月朔日には、斯る書簡を發送する程であれば、如何に西郷が拔目なく努力したか、判知る、彼は當初から敵を以て敵を制するの策を廻らしてゐた。

幕府外國
依頼の疑

尙ほ八月十七日付の大久保に與へたる書簡には、
長州の儀、異人より攻禿候ては、人心の居合誠に六ヶ敷相成可申、後難今より

征長延引
の不可

世話を煎候事に御座候、定て幕吏の策を以、異人を募り候事かと被相考申候、又是より暴客盛に起立候はん、始終世運をちゞめ候策計に御座候。
とある、此れは四國艦隊が、馬關襲撃に就ての觀察だ、四國艦隊の襲撃は、八月四日に開始せられ、八日には和議が成立したから、其のあらましの消息は、八月十七日頃には、京都に達してゐたであらう、兎に角西郷は、此れは幕吏が目論見たる一芝居と見たのであらう、但だそれは餘りに深酷の様だが、幕吏の中には、ざる不心得の徒も存在したることは、勝の日記中にも、記してゐる通りだ。

西郷は更らに九月七日付にて、左の如く大久保に告げてゐる。
長州御征討の義に付ては、一日も御延引の譯無之、速に御手付居候得ば、異人の一舉も空敷ものに可相成候處、ケ様の異難先立、殘心の事に御座候。
此れは征長出師が延引して、却て四國艦隊に先せられたるを云ふ。

長洋移封
案

長には此の兩變(禁門の變と、四國艦隊襲撃の變)に餘程勢も挫け、段々歎訴いたし候手段も有之、畢竟狡猾の長人に候得ば、如何の巧みかも難計、益田等三人

(益田、福原、國司)の家老打洩し候故、只今御預りとは申もの、必是を以暫動靜を伺ひ居候ものかも不被計候付、是非兵力を以相迫其上降を乞候はゞ、纒に領地を與、東國邊え、國替迄は不被仰付候ては、往先御國(薩摩を斥す)の災害を成し、御手の延兼候義も難計。

此れは長州を武力を以て征伐し、彼をして降伏せしめ、其上東國に追拂はねば、薩摩の前途に邪魔になるとの意見だ。薩長の軋轢は、此中にも看取せらるゝ。

征長延引の譯

關東にては、戊午(安政五年)前後の奸吏、悉官路に塞、久世、安藤の兩奸出職無之と申計の由、一橋より朝廷え申上候由、此度征討延引の譯は、一橋を挫けるの策にて、關東より、頻に忌み嫌ひ候由に御座候。

此れは一橋と關東との居合甚だ宜しからざる情態を云ふ。

夫故關東にては、征討は不致方に議論も起候段、一橋より申立候由に御座候。此れは一橋から朝廷へ、出師の延引も、畢竟此れが原因であると具申したる次第を云ふ。

越前頼少

越前(松平茂昭)は昨日(九月六日)京著相成候へ共、非常の御備にては無之、人數も纒の由に相聞、頼少き事に御座候。

越前は出京したが、兵力不足頼むに足らざるを云ふ。

副將出征の案

尾張老公(徳川慶勝)御所勞にて御受無之、會桑兩藩の使者參り、尾張侯建言の書面を以、關東え一橋惣督を御願相成都合にいたし、兩藩の使者、尾張の使被_レ打列、關東え罷下候由、是にても必一橋を差免候義無覺東、いづれ此儀も不相成候はゞ、副將を以、總督の場を被_レ相勤、此涯是非追討相運候様周旋可仕候間、左様御納得可被_レ下候。

如何に運動しても、幕府が一橋を征長惣督とせぬことは間違あるまい。何は兎もあれ征長だけは成し遂ぐるつもりであるとの意味。

一橋離れ

先づ副將を備候間、何とか建議も致安く、當日の處にては、一橋は全く離れものに相成。

越前が副將となり、一橋は征長一件には無關係であるから、何彼と建議の都合

も出来易くなつて来たとの意味。

此の如く薩摩では、一橋を邪魔物と認め、成る可く一橋とは交渉なきことを希望してゐた。併し流石は西郷である。斯く長州退治を切言しつつも、機を見て其の變通の策を講ずるに至つたことは、尙ほ後段に語るであらう。

【九】西郷と征長(二)

西郷の局
面轉換策

西郷は征長に就ては、尤も熱心なる主動者の一人であつた。彼は征長によりて、政治の局面を轉換せんと目論見たるものと察せらるる。一方には薩藩の勢力を擴充し、他方に於ては幕府を更革し、而して内外政治の刷新を圖らんと企てたるものと察せらるる。而して彼が在鹿兒島の大久保一藏に與へたる逐次の書翰は、當地中原の形勢を洞察するに、最も必要にして、且つ正確なる文書だ。

九月八日付の一節に曰く、

陳者長州征討の義延引の事、殘志無申計候、尾張老公え關東より御目付兩人被差遣、金の采配御戴相成、是非惣督の御受相成候様申參候由に御座候、逆も御受相成丈けに無之模様、に被伺申候。

とありて、徳川慶勝が、容易に承諾す可き模様なきを語りてゐる。尙ほ禁門の變に、長州勢が西本願寺に逃げ込み、その爲め本願寺焼拂の説もあつたが、西郷が後難を慮りて、之を謝絶したる次第は、左の如く當人自から語りてゐる。

西本願寺を焼拂候様、戰爭際(禁門戰爭の際)も、山階宮様より御沙汰有之候得共、決して不取合、尤西(西本願寺)は長州へ組し居、落人も相圍居候由相聞得候付、會(會津)え相通、探索いたし候様申置候處、又々乃見織衛(乃美織江、前長州京都留守居)等潜伏の由相聞得、是非此御方より火を掛候様、宮様より御達有之候得共、今更ヶ様の事を謀り候ては、佛敵と唱られ、手の延兼候基に御座候間、此儀は不宜段御斷申上置候。段段壯士の者、燒度申立候得共、引留置申候……一時

西郷本願
寺燒引

の愉快を欲し候ては、跡の難儀にて、被取返候事に御座候間、折角念を入れ候事共御座候。

流石に西郷である。

則總督出
征を希望

尙ほ九月十六日付にて、大久保へ與へたる書中には、始めて勝海舟との會見の顛末が記されてある。此の會見が、實に明治戊辰三月、江戸高輪に於ける兩人會見の基を成したるものだ。

陳者御當地の形勢は、か行候鹽梅更に無之、越前侯(松平茂昭)、去る六日御著京相成、直様村田巳三郎等え引合候處、非常の備にて御出張相成候譯にても無之、平々の御上京にては御座候へ共、何れ嗣(嗣)將の命を御受被成候事故、總督の場を御勤可被成爲の御事に御座候間、是非征長の儀、總督を不俟御出張相成候様、戦は諸藩より可相勤候得共、征討の御處置被成下迄に候間、是非御振はまり有御座度、此儀は諸藩より押して御願申上候様可致、越藩よりは被仰立難き事と進言候得共、振切兼候模様にて被伺申候。畢竟御國內の混雜も有之、斷

然の御策出來兼候事と奉存候。

此れは越前副將にて出京したれば、惣督を待たず、副將をその代りとして、速かに征長の擧に出でしめんとこの事だ。如何に西郷が征長實行に熱心であつたかは之を見ても判知る。

幕府の
近狀を語

然處越藩より勝安房守殿え相談致し、幸關東え下向の由に候間、將軍上洛を盡力致し呉られ候處を、兩藩(越前と薩摩)より頼入候ては、如何可有之哉との趣有之候付、直様同意いたし、吉井と私下坂いたし、越藩よりも兩人被差遣、越侯の直書を以被差出候付、兩藩より段々攻懸候處、幕府の内情も被打明候付承候處、誠に手の附様も無之形勢と罷成候事に御座候。畢竟幕吏の處、此度の一戰(禁門の戰)にて、暴客恐縮いたし、もふは身の禍を免れ候心持にて、太平無事の體と相成、奸威ほこり立候向と被相聞申候。左候て幕吏も餘程老練いたし、何方に權の有るとは知れぬやうにいたし成し、一同して持合居り候姿に御座候。

此れは勝の語る所を記したるもの。禁門の變にて、幕吏は最早尊皇攘夷黨は恐るゝに足らずと安心し、そろそろ舊染の陋習を持ち廻し、姑息偷安の故態に立ち返りたる次第を云うたものだ。當時の幕府としては、左もある可きことだ。

【10】 西郷と征長 (三)

正論者退
けらる

西郷の勝と面會の記事は、尙續いてゐる。

其内にも諫訪因幡と申者魁首と相聞得申候、色々正義を立込候へば、御尤と同意致し、何となしに正論の者を退候付、逆も盡力の道無之との譯に御座候。

諸藩盡力
の無益

此れは老中諫訪因幡守忠誠に就て、勝の語りしところ。

然らば奸吏を遠け候策は無之哉問掛候處、一小人を退くるには譯もなき事

ながら、是を受取もの無之、つまり議論を立候者の倒るゝ外無之との事にて、如何とも運の付模様は無之事に御座候。乍此上も諸藩より力を盡し候儀は有之間敷哉と、今一段攻掛候處、是以て受續ものゝあればこそ行はれもいたし可申候得共薩摩より個様の議論有之候と、役人へ持出候へば、直様薩摩より被欺候はんと申成し、落し付候様子に御座候。諸藩より盡力いたし候ても、無益の事に相成との説にて、いたし方無之次第に御座候。

此れは勝と幕閣に關しての問答だ。勝も手の著け様がないと嘆息した。

一 勝氏え初て面會仕候處、實に驚入候人物にて、最初は打叩賦にて差越候處、頓と頭を下申候。どれ丈けか智略の有やら知れぬ鹽梅に見受申候。先英雄肌合の人にて、佐久間より事の出來候儀は、一層も越候はん。學問と見識におひては、佐久間拔群の事に御座候へ共、現時に臨候ては、此勝先生にひどくほれ申候。

西郷勝の
人物に感
服

此れは西郷が勝と初會見の印象だ。此の印象の爲めに、後年江戸に於ける平和

的解決も出來たのだ。尙ほ西郷は攝海に外人乗込み、兵庫開港を迫らんとするに際し、それを喰ひ止むる策を、勝に訊いたところ、勝は、

勝の外交
意見

只今異人の情態におひても、幕吏を輕侮いたし居候間、幕吏の談判にては、逆も難受、いづれ此の節明賢の諸侯四五人も御會盟に相成、異艦を可打破の兵力を以て、横濱並長崎の兩港を開、攝海の處は、筋を立て、談判に相成、屹と條約をも結ばれ候はゞ、皇國の恥に不相成様成立、異人は却て條約に服し、此末天下の大政も相立、國是相定候期可有御座との議論にて、實に感服の次第に御座候、彌左様の向に成立候はゞ、明賢侯の御出揃までは、受合て異人は引留置との説に御座候。

此れは當時切迫したる對外人の措置だ。當時の英佛諸國も、幕吏をば相手とせず、直接主權の存在所である朝廷と、直談判を試みると、何れも其の見幕であつた。仍て西郷も勝の此策に同意した。

征長促進
策

若此策を御用無之候はゞ、斷然と割據の色を顯し、國を富すの策に不出候て

は相濟申間敷儀と奉存候、乍然次第して申さば、長征の處、第一の譯に御座候間、折角促し立油斷は不致候間、左様御納心可被下候、昨朝(元治元年九月十五日)は肥後藩著にて面會いたし候處、肥薩の兩藩を以、長征を相願ひ、勅許を得て、速に可打との議論有之候。

此の如く薩が中心力となり、或は越前と、或は肥後と、それと提携し、彌よ長征の實行を促成するに努力した。

西郷の生
絲買占案

一 御金繰の一條、實に難澁の御時節にて、莫大の費用相重候付、南部(南部彌八郎)え御取結も有之候間、只今蒸氣船を以、砂糖並唐藥種、煙草、鯉節様の品々御遣相成候て、初度は高利を不欲、銅又は糸等の品を替候ては、何様有御座哉。今月來月迄が糸の賣出口にて、餘程直段も引下り候次第にて、一箱に付百兩の違ひと相成候付、御國元織屋方御用も年々三百貫目は御買下相成由御座候間、爰許にて、只今買入の手段いたし居申候。もふは嫌疑處の事に無御座候間、振切て澤山買占、兩度とせぬやうに、大ごといたし度ものに御座候御内用

金二萬兩は御座候付、夫丈けは如何にもして買入可申、十萬兩計買占度ものに御座候へ共、手の廻り候はゞ、現在私面を突出し商法をやり度ものと相考申候、暴客の天誅を蒙るか、又は幕吏の刺客を蒙るか、何にしてみられた敵に御座候間、此儀は是非相企度、折角手を付置申候間、左様御納心可被下候、御用金も、來年砂糖代に取續間は、何も見當無之由御座候間、のるかそるかの仕事をいたし度相含居申候。

當時諸藩何れも費用多端にて、財政には困難してゐた。西郷も生絲買占の大思惑を遣りて、薩藩財用の一端を補はんと試みかけたものだ。西郷南洲の生絲買占の大思惑なども、時に取りては、餘儀なき事であつたかも知れない。

【二】西郷と征長 (四)

尾張老公
達着京の見

西郷は更らに九月十九日付にて、大久保へ左の通り申越してゐる。

尾張老侯來る廿日御京著の御模様と被相伺、此度の處、總督は御受不被爲出來、御上京丈けは被成との趣に御座候得共、爰許にて押て御受の都合にいたし、速に長征を被相初候見込と相聞れ候付、此度は相調譯かと相樂居候事に御座候。

此の如く遮二無二尾張前大納言に、征長總督を押し付くることに、京都では極つてゐたものだ。

西郷の征討日論見

右に付攻掛日限相分候はゞ、直様私には藝え飛込吉川、徳山邊の處、引離し候策を盡申度、内輪、餘程混雜の様子に御座候間、暴人の處置を長人に付けさせ候道も可有御座歟と相考居申候。

此の如く長を以て長を征するが、最初から西郷の意見であつた。それに岩國の吉川や、支藩の徳山や、其他を味方に引入れ、彼等をしてそれぞれ自から善處せしめんとすの計企だ。

藝州飛入案

吉川又は末家等悉く死地に追込候ては、打破るながらも、大きに怪我いたす事に御座候間、兵力を以相迫候て、右等の策を用ひ候はゞ、十に五六は背立候半、其處を以、突然と乗込候はゞ、容易攻落し可申歟と相考居候付、彌征討の御決著に相成候はゞ、速に藝州え飛入可申候間、左様御得心可被下候。

如何にも此れが妙策だ。

將軍進發日豫想

一 大樹公(將軍家茂)にも彌上洛の模様は御座候。陸地より出軍にて、大津より直様伏見え出下坂と相成、長征を催し、攻滅し候後に、凱歌を奏して入京の賦に御座候由、當月廿日方發途の筈と申事に御座候へ共、當月中には打立出來候半、夫より内に尾老公御上京相成候はゞ、速に長征可相發との含に御座候由、被相聞申候。

立長せき

尾州老公の出京は此の通りであつたが、將軍家茂の上京は、翌慶應元年五月十六日江戸を發し、閏五月二十二日著京した。即ち八個月後に出現したのだ。西郷は更らに十月八日付にて、左の如く大久保へ申送つた。

長征の儀も、そろ／＼御運び相付模様は成立、尾老侯總督御受も相調、一昨日御達相成候儀は、表通御間越相成候事と奉存候間、文略仕候。此以前尾州の田宮(如雲)、長谷川壯(惣)藏と申者へ引合ひ、色々と攻立候處、最初の程は、將軍進發の上、差圖を得て可相發との向に御座候處、追々關東よりも將軍進發を不待、可相發旨申來候由にて、越藩よりも嚴敷責付候處、少しは腹も居ひ(り)候て、諸藩情實も相分り、天下の動靜も吞込み相成候鹽梅に成立、何れ各藩より力を添へ、尾藩を助けて長征の急務を辨じ可申と、肥後、越前と申談じ、此儀を差て急立候儀に御座候。其内には段々異議寛急の論も相起候得共、長征急務の第一に決し、一向にせり立候儀に御座候。

とて、頻りに尾藩を督勵して、其の實行に取り掛らしめんとする旨を語りてゐる。

征長急務

大阪にての軍議不宜、人心にきざり付致候間、御當地(京都)にて決議相成、大阪は一二泊にて繰出候様、越藩より頻りに議論相立候間、定て是丈は其通り可。

相成と相考候處、大阪に於て軍議も御達相成申候。畢竟尾藩におひては、幕府よりの責を塞ぎ候迄の趣意と相見得申候。乍然ヶ程やり立候故、是非長征を不仕掛候ては、もふは不相濟勢に成立候間、少しは延も致せ、彌相調候儀は、別條もなき事と奉存候。

西郷征長
熱心の
山

如何にも西郷が長州征伐に専念しつゝある模様が判知る。抑も西郷は何故に斯くまで長州征伐に熱心であつた乎。それは禁門の變にて、長州が朝敵となつた爲め、その儘には捨て置かれなと云ふ單純なる理由に基きたる乎。將た他に政略的の掛引きあつた乎。其邊の事は姑らく揣摩するを止めて、兎に角征長の中心人物として働きかけつゝあつたことは事實だ。

〔三〕 西郷と征長 (五)

長州探偵
の結果

西郷の十月八日付、大久保に與へたる書翰は、尙ほ左の如く續いてゐる。

長州の動靜追々承候處、吉川至極正論を立、一應は六ヶ敷場合も御座候處、近來は一同、吉川の論に歸し、官兵へ向ひ戦をなし候向にては無之、國境迄改服して出張致し、號泣哀訴可致との存慮と相聞れ、殊に暴激の者は、萩におひて牢込に相成、嚴重の番兵に相成候由、徳山にては負々不堅固の廉も被爲有之由にて、右等の次第と相成候付、墓々敷戦も有之間敷。

此れは長州の形勢偵察の模様を陳述したるもの。吉川とあるは、岩國城主吉川監物、徳山とあるは、毛利家の支藩である。

吉川歸順
の兆

乍然其邊の處は、御處置振に依る譯と相考申候。若し何も御採用無之、如何に降を乞ひ候とも、殺し盡すと申す譯に成立候ては、決して暗々と首を差出し申間敷、又死兵と相成、戦争致し候て、急に攻禿は六ヶ敷かるべくと相考申候て、先便にも申上越通、私には藝州え早く踏入、吉川邊の處を説き立候賦に申上置候處、筑前藩喜多村某(喜多岡勇平)吉川へ面談致し候て上京仕、吉川情實

具に申述、藤井(良節)杯へ相談も有之由にて、高崎兵部(五六)を右人へ差添差遣候はゞ、餘程可宜との譯承候付、早速望に任せ被差出候間、左様御含可被下候。西郷は自から藝州に赴き、吉川監物を説きて、歸順せしめんと計企であつたが、吉川は既に歸順の兆を示し、高崎を遣る方便宜とのことであつたから、其爲め前記の如く取計うたとのことだ。

案以長征長

是非長人を以て、長人を所置致候様爲致度ものにて御座候。此れが當初から西郷の征長に對しての根本策である。いづれ成兵を以て相迫り候處にて、降を免すとも、征伐の御扱は不相立候ては、不濟儀に御座候間、夫等の處にて、纔五六萬石にて國替とは不相成候ては、國を消候迄にては、往先御國の御煩ひも出來候はんかと被相考居申候。西郷は決して當初から寬典論者ではなかつた。彼は只だ吉川や其他支藩のものを味方に引入れ、長州の勢を二分し、長州を以て長州を制するの策を立て、而して後兵力を以て長州に臨み、其の罪を正し、やがて國替を命じ、微弱なる一小

藩たらしめんことを期した。此處に「御國」とあるは、日本全國を斥したるものでなく、薩摩のことを云ふのだ。

元就の功勞を思食有て、社稷は不相絶共、ひどいめには逢せず候ては相濟間敷、若戰をいたし候はゞ、論は無之事に御座候。

此れが彼の本音だ。

禁門變捕虜優遇案

先度申上越候通、十人の禽のものは、兼々禮を篤くいたし、御養ひ置被下候間、打入の日に至り、丁寧に申論し放ちやる賦に相決置候間、是又左様に御含み被下、宜敷御取成奉願候。

此れは禁門の役に捕虜としたる長人十人の處分に付てのことだ。流石に西郷である、彼は薩長並び立たざる形勢を熟知し、然も此機を逸せず、長には一大打撃を與へ、彼をして再起する能はざらしむるを以て、薩の爲めに得策であると考え、その通りに實行せんと目論見つゝ、あつたに拘らず、他方には長州の捕虜を優遇し、いざとなれば彼等を放還せんと計を定めてゐた。所謂遊刃有餘

とは、此事であらう。

薩は會
は愚

當時會津に若し西郷程の人物あらば、對長州に付ても、必らず寛猛相濟ふの策を立てたであらうが、彼等は真正直に只だ長州を憎み、長人を退治する以外に何の分別も無く、實に其の酷烈を極めた。此の如くして長はやがて薩と怨を釋いたが、會に對しては、長く結んで容易に解く可き様も無かつた。當時勝海舟は之を評して、薩や老獺、會や愚陋と云うた。獺や愚や未だ知る可からざるも、薩人は此の一點に於ては、確かに一の優所を持してゐた。

【一三】 征長軍議の決定

幕府の征
長延引釋
明

將軍家茂は親征を聲言するのみにて、未だ江戸を發しない。總督徳川慶勝は漸く京都には上つたが、未だ下阪の模様さへ無かつた。而して閣老阿部豊後守は、

十月朔日、關東より上洛、二條關白に謁して、攘夷の容易に行はれ難き所以を申解したが、二條關白は立腹して曰く、夷國船を攝海に乗り入れしめても、將軍は其職を盡したりと思ふ乎。長州が禁闕を犯すも、未だ討伐の軍を發せざるは何事ぞと詰つた。阿部豊後守は、今更ら申返す言葉なく、姑らく猶豫を賜はり、東下して速かに將軍の進發を促す可しと、翌日直ちに歸府の途に上つた。

諸藩有志
議決

十月七日總督尾張前大納言は、其の旅館知恩院に、先鋒諸侯、及び重臣、留守居等を招集し、成瀬隼人正をして、接待饗應せしめた。然るに肥後藩の上田久兵衛は其の因循を憤り、直に辭し去り、午後には、肥後、土佐、久留米、安藝、彦根、津、松山(伊豫)、小倉、小田原、忍、宇和島、桑名の藩士等相携へて、會津藩の手代木直右衛門の寓に會し、肥後藩上田久兵衛、道家角左衛門、久留米藩吉村武兵衛、藝州藩梶川虎藏、會津藩手代木直右衛門、外島機兵衛等、主として左の數項を議決した。

大將軍の進發は兎も角も、尾州老公征長總督として、今尙ほ下阪せざるは何事ぞ、宜しく速かに趾を擧ぐ可し。

時漸く向寒、士卒の進退に不便を加ふ可し、速かに開戦の準備をなす可し。人心の向背此の一舉に在り、若し此機を失せば幕府の政權地に墜ち、列藩割據の勢を爲すに到り、不測の變を生ずるも、未だ知る可からず。

仍りて尾州藩士の水野彦次郎、服部唯一郎を招き、大いに警告する所あり、而して徳川慶勝も、愈よ十五日を期して、下阪することとなつた。

却説も阿部閣老は歸府の上、頻りに將軍の進發を勸説したが、江戸では諸藩の向背未だ知る可からず、姑らく諸藩を促し、其兵を出さしめ、而して後徐ろに將軍の親發を爲さんに若かずとの意見勝を制し、十月九日諸大名に對し、征長總督の指揮を受く可きを令し、尙ほ副將松平越前守には、九州に下り、西國諸兵を率ゐて長州に向はしむることとした。而して十月十二日、正副總督、愈よ參内して、出征の御暇乞を申し上げた。主上には兩人に對し、各御劍を賜はり、特に總督には寮馬を加賜あらせられた。朝彦親王御日記に曰く、

天皇寮馬を賜はる

十月十二日午後一同伺公也。戊半刻退出之事、尾老總督、副將越前、今日參内、右

征長總督參内御暇乞

は防長追討御暇乞、仍て御劍一振づ、被下、且尾老は寮之御馬等拜領也、尤御沙汰書給候事。

と、正親町三條實愛の續愚林記に曰く、

尾州前亞相、越前羽林等參上、兩役出會有之、今度出陣大任、慰其方不遠、凱陣可有之旨、相賀了。又於長州悔悟、伏罪、降歸候は、臨機應變寬大之所置可有之旨、前亞相示合了。

とあれば、徳川慶勝なども、出發以來から今回の征討は、觀兵式に聊か輪をかけただけのものであらうと、心得てゐたものであらう。而して其の御沙汰書は左の通りだ。

尾張前大納言

大樹前軍總督發向之上、諸軍士氣引立、彌盡力可有之、御沙汰之事。今般長防征伐發向に付、先達て三社御禱被仰出候義、討手之諸藩愈以勵士氣、人心一途に可有盡力、更被仰出候事。

尾藩への御沙汰

但總督より諸藩へ布告

斯くて十四日には大目付永井主水正、目付戸川鉾三郎を廣島に遣はし、征伐の令を毛利大膳大夫に傳へしめ、十五日には、總督尾張前大納言は、愈よ大阪に下つた。而して十八日に至り、總督は諸藩の重役を、大阪城に召集して、軍議を開いた。

攻撃開始決定

尙ほ將軍の進發に付ては、松平容保は、其臣小森久太郎を江戸に赴かしめたが、言路壅閉、遂に其の要領を得ず、而して近衛前關白は、内書を天璋院の老女歌橋に送り、又た鹿兒島藩主の代理として、在京の島津備後(彦彦)も亦た書を天璋院に與へ、將軍の上洛を促進せしめ、而して賀陽宮(中川宮の御改稱)も亦た阿波、津安藝、久留米、肥後、薩摩の諸士をして、江戸に赴き、それぞれ周旋せしめたが、更らに其效は無かつた。斯くて大阪城に於ける十月二十二日の軍議に於て、漸く十一月十一日を期して、諸軍其の持口に到着し、同じく十八日を以て、攻撃を開始するに決した。

一橋慶喜松平慶永への狀

再度之御細論山川無_レ帶相違致_二披展_一候。先以尊郎御安著、早速拜芝、御近狀も承り、彌御健剛之段萬賀に不堪候。今般之御大任御本懐之義は申迄も無_レ之、天下景望之事共に御座候處、三百年來始て干戈を動候儀、實以不容易次第、隨て御一藩御苦心之程も御察申候。猶乍不及心付候儀は、無_レ伏願、御心添可_レ致、御安心奉_レ願候。扱今度之如き國內之擾亂を開き、天下肝膈地に塗候様之仕宜に及候も、其實大權下に墜候より起候事にて、在職者實に不_レ免_二其罪_一、庸劣僕之輩、負罪折足、今更御申譯も無_レ之次第、恐縮之至奉_レ存候。被_二仰越_一候件々々御尤千萬不堪_二服膺_一、此上何分御示敬所、希御座候。何卒大樹公早御進發、不日鎮定、再度晴明相祈居候處、此件如何可_二相成_一哉。關東筋之混雜も一ト通り之事に無_レ之、恐入候事ニ御座候。於_二御進發_一、御上坂にも相成候は、乍_二微力_一周旋之致方も可_レ有_レ之相考申候。此後御心付之儀早々被_二仰下_一候様奉_レ願候。先ハ兩度之御答迄、早早如_レ此候也。再拜

九月十日

剛

(慶喜)

鼻

公(慶永)

御報

〔一四〕 征長總督と西郷吉之助 (一)

西郷安堵

尙ほ西郷は十月十二日付にて、京都より鹿兒島なる大久保へ、左の通り申送つてゐる。

陳者長州御征討の期限御發し相成、奈良原(幸五郎、後に男爵)被差立候時機に罷成、爲天下安堵仕候。

此れは前記の如く(參照 一三)十一月十一日、各方面の軍、其の持口に著し、十八日總攻撃開始の期限を定めたることを云ふ。

死地に追ふの拙

此度の處は、逆も可戰勢も無之模様と相見得候得共、關東におひて末家又は

吉川等の者、悉官位並屋敷御取揚相成、死地に追はめ候御所置、誠に拙策に出候事に御座候、第一長州に於ては、吉川等の者、直進等の手段も、か様の節、勢を分の家康公御遺策を被背、一途に攻込候儀、實に馬鹿等敷次第に御座候。元來家康が吉川家を、毛利家から分立せしめ、幕府に直屬せしめたのも、萬一の場合、其の勢を分つ爲めの遺策であつたに拘らず、吉川までも毛利一同共に處分し、其勢を合して一とならしめたるは、拙策だと云ふことだ。

長を以て
るの策

此上攻懸候所にて、死守するものにおひては、寄手大勢とは乍申、容易く攻破候場合にも參兼候はんか、乍然攻口に乗掛候ても、離散の道も可有之、如何にもして、長人を以、長人を所置し度ものに御座候。

西郷は尙ほ長人を以て長人を制する當初の策を行ふの機會ある可きことを豫期してゐる。

可戰日に到りては、尤可動軍に候得ば、至極差はまり居候次第に御座候、若此一戰に失し候ては、前の戦も無に成し、御國威も奮兼候譯に御座候間、誠に世

話を煎居候事に御座候。

前の戦とは禁門の戦、御國威とは薩摩の威信を意味する。

私罷下候一條に付ては、段々御吟味も六ヶ敷成立候向にて、最初より衆議に従ひ居候。如何様共進退可仕存慮に御座候處、此度は長州迄は被差遣、夫より直に御國元の様可罷下段承知仕候間、宜敷御取成奉願候。

此れは西郷が一旦鹿兒島に歸り、親しく京地の事情を具申せんと申出たる結果、それぞれ評議の後、前記の次第となつたのだ。

早々落著の希望

去(來)る十五日より總督下阪の段と御達相成候付、十四日より私には大阪の様先立て罷下賦に御座候付、何分長州の御所置長延候ては、御國費にも可相係る事に御座候間、どふ成共、早く落著相成候處、願居候儀に御座候。精々相働可申候間、左様御得心可被下候。

此の如く西郷の胸一杯に征長の事が充滿してゐた。彼は實に征長軍の主動者であつた。

總督に説

尙ほ西郷は十月二十五日付にて、大阪より在京の小松帶刀へ、左の通り申送つた。

前略、晩前書狀到來いたし、御旅館へ罷出候様、老侯(尾張前大納言)御逢に相成との事に御座候故、早速參樓仕候處、初に田宮如雲面會いたし候に付、得と事情申込候處、永井主水正(大目付)にも跡より參上いたし候様子、暫談判も有之體にて、相扣居申候處、老侯(尾張前大納言)御逢被申事に付、罷出候處、御丁寧の御挨拶にて、打明て存慮御承知被成度との事に御座候間、吉川邊内情の次第、委敷申説、其上策略に付、敵方兩端の分、暴黨正黨と相成居候儀、誠に天の賜と可申譯、譬一致のものにもいたせ、策を廻し、兩端に相成候様可致こそ戦法に御座候處、兩立のものを、一つに死地に追はめ候儀、誠に無策のものと可申、實に拙き次第に御座候。左候て、謝罪の筋を立、歸順の者、悉く賊人といたし成候儀、御征伐の本意とは相考不申、歸順いたし候様、御被成候こそ、御征伐の本旨と奉存候段、理を盡し申説候處、成瀬隼人正(尾州家附家老)も、御前に被召呼

候ての御質問に御座候、且偏に御頼思召候間、一張盡力致吳候様、分て御頼被成との事に御座候。

而して西郷は其の征長に就ての手段方略に付て、意見を開陳し、全く徳川慶勝をして、彼の意見を容れ、彼に信賴せしむるに至つた。

尾張侯より脇差拜領

然處老侯様より御脇差拜領被仰付、一向盡力いたし吳候様との事に御座候、尾州にても胸一杯と相成、諸藩の處、攻口等難澁いたし、弱め計相見得候故、藝州を取込不申候ては、尾の取れ候事に無之との見込に相成候はんかと被相考申候。夫故近來せび涯相成候處、尾州の會釋も格別相變、依頼と計申候位に御座候。

此れは愈よ事が面倒となつて來たから、尾老侯も、薩摩に頼るより外に手段なく、その爲め特に薩摩を厚遇、優待することとなつたことだ、尾の取れ候事とあるは、薩摩の方言にて、始末のつく意味だ、薩摩では始末のつかぬ事を尾が取れぬと云うてゐる。此の如くして西郷は愈よ征長大舞臺の中心人物となつた。

【一五】 征長總督と西郷吉之助 (二)

西郷の方略

同床各夢、征長の軍は既に出でたが、各藩何れも銘々の思惑があつた。幕府では將軍の進發さへ聲言すれば、一戦をも交へずして、長州は降伏するものと、高を括りてゐた。薩摩では吉川等を此方に取り入れ、長州の恭順派をもて、否恭順派を制せしめ、其の勢の孤なるを見て、大打撃を加へんと、西郷の一般方略が其の藩の代表的意見だ。而して此限に於て、始終一貫の硬派は、恐らくは會津であつたらう。彼等は正面攻撃に、長州をやりつくることを専念としたに相違あるまい。而して一橋慶喜は、筑波勢が北陸方面に出で來りたる爲め、之を處置するに苦心し、殆んど征長の事を願みるに、遠なかつた。同時に彼は幕府からも嫌疑

慶喜千與を敢てせず

の焦點となりつゝあり、薩も亦た一橋を好まなかつたから、自から進んで征長の舉には干與することを敢てしなかつた。

但だ征長總督の尾州家では、當初から戦はずして勝つを上乗とし、その下心ありたる爲めに、西郷の意見をも嘉納して、之に依頼したるものと察せらる。

總督西郷
意見を容

初め總督が吉之助(西郷)の建策によりて定めたる長州處分案は、此に逆踏することを得ざれども、其の參内陞辭せし時、議傳兩役に語りて、長州降伏せば、機に應じて寛大の處分を爲さんと云ひ(續愚林記)、附家老成瀬隼人正(正肥)、藩士若井鐵吉(成章)等も亦人に語りて、征長の事諸藩に異議あれば、萬一戦敗る時は、幕威を損し、國事も亦爲すべからざるに至らん。たとひ姑息彌縫に出づとも、大膳父子をして主謀者を誅し、謝罪降伏の處分に出でしむるを上策とすといへるにて、略其の胸算を推すべし(川瀬教文日記抄)。又其の大阪を發するに臨みて、松平肥後守に書を贈り、隨伴せる會藩士三人を謝して歸京せしめたるも(世話集聞記)、會藩の強硬論を斥けて、寛大の處置を取らんとする

ものなれば、此後の事、豫め知るべきなり。(徳川慶喜公傳)

とあるは、やゝ其の正鵠を得たるに幾しと云ふ可きであらう。されば尾州老候も、當初より戦はずして勝つ事を目的としたるものにて、斯る下地ありたればこそ、一も二もなく、直ちに西郷の説を容れ、彼に招降の一件を一任するに至つたものであらう。

密使派遣

尙ほ總督は當時京都に在りたる豊後佐伯養賢寺僧鼎州が、尾州出身であるを以て、彼及び京都花園龍華院の僧機外を密使として、出師に先ち、十月成瀬隼人正の臣八木銀次郎と共に岩國に入りて、長藩恭順の實を擧げなば、寛典の處分ある可しとの意を通せしめた。而して西郷吉之助も亦た十月二十六日、先づ廣島に向ひ、十一月三日岩國に入つた。今ま薩藩士吉井幸輔が、大久保一藏に與へたる書中の一節を掲げんに、

西郷また
赴く

先月(十月)二十四日、尾老公より西郷御呼出にて拜謁被仰付、見込之次第御聞取相成、云々申上候處、至極御同論にて、一體御委任被遊度との御事にて、御脇

吉川晴顯

差拜領いたし候。……二十六日大阪を發し、十一月二日廣島え著いたし候處、翌三日吉川より嘆願申出候。乍去現事所置之廉も不相見候に付、同夜廣島出舟、岩國え踏入り、監物へ面會、攻掛りも無餘日事に候間、急に首級被差出候様申述候處、愈其邊所置可致、偏に此御方様へ御依頼申上度との趣にて、屹度約定相極引取申候、首級實驗次第、攻口猶豫之令、總督府より出候筈に御座候。此れにて如何に西郷の策が、百發百中、其の豫定通りに行はれつゝ、あつたかゞ判知る、全く此の一舉は、西郷其人に取りては、腹一杯の仕事を成就したるものにて、禁門の變から第一征長にかけては、西郷得意の舞臺であつた。

第四章 長藩の時局切抜策

【一六】 禁門變後の長藩

長州の困難

讀て長州側を見れば、その困難は更らに甚しきものがあつた。幕府側では、長州事件、筑波事件、兵庫開港事件及び鎖開一切の事件等、相ひ錯綜してゐる。けれども、朝幕の間、幕薩の間、兎も角も當分は一和の姿であつた。然るに長州側は如何。四國艦隊は、方さに馬關に來り迫らんとしつゝある。而して征長軍は、壘州口、石州口、徳山、馬關、萩の海上よりして、即ち其の四境よりして、殆んど日本全國の半を擧げて、來り侵さんとしつゝある。是れ實に危急存亡の秋と云ふ可きだ。長州對四國艦隊に就ては既記の通りだ（參照 内外交渉篇四五七八）。されば此れよりして専ら禁門變後の長州に於ける善後策に就て語らねばならぬ。京都附近に於ける長州勢と、後詰の長州勢とは、十分に其の氣息が通じなかつ

定廣の進發

た、されば元治元年七月十三日、世子長門守定廣は、三條實美以下五卿と與に進發し、岩國城主吉川監物も亦已むを得ず之に附隨した。吉川は元來出京不可の説であつたが、藩主父子の懇請と、周邊の事情それを拒否する能はざるものあつた爲め、不本意ながらも同行した。而して其勢三萬と稱したが、其實は恐らくは二千人には上らなかつたであらう。

定廣引返

定廣は海路よりして七月廿一日に讃州多度津に到着したが、此處にて禁門の變——七月十九日——の報を受取つた。定廣は直ちに之を五卿及び吉川監物に轉報し、引き返して、二十三日室津に著した。五卿は聊か遅れたが、彼等は長州に引き返したとて、致し方がないから、寧ろ此際備州に頼るに若かずとして、隨行の野村靖之助を備州に遣はすこととなり、その爲め遅れた。吉川監物は直ちに岩國に引き返した。

五卿また還る

山口では四國艦隊來襲の報に接して、その對策を首を集め評定しつゝある際に、國貞直人が、世子定廣の使者として急行し來つた。藩主敬親は、國貞を別室に

延いて其の事情を聞き取つた。室津では五卿等は、備州に赴く可き乎、因州に向ふ可き乎とて、容易に世子と行を共にするを欲しなかつたが、山口より藩主敬親が、三田尻まで出迎へ、同處にて内外に對する措置を協議したいとの通知があり、その爲めに世子から五卿に懇談し、五卿も歸陣は不同意であるが、三田尻に於て會同し、進退を議すると云ふことならば異存なしとて、世子と共に室津から三田尻に還つた。

三田尻會

藩主敬親は二十六日山口を出立し、同日宮市に宿し、同夜世子も五卿と共に三田尻に著し、二十七日藩主敬親宮市を發し、三田尻に赴き、同日長府、徳山の二藩主三田尻に來り、清末藩主も亦世子と與に多度津より歸著したれば、藩主は世子を始め、三藩主及び老臣、政務員等一同を其館に集め、善後策を評定した。而して吉川監物の使者香川邦太郎、鹽谷鼎助等亦來りて、監物の意見書を致した。今度京師之變動は、出先三大夫（福原、益田、國司）以下參謀之者共、御主意を取違、意外之及、暴動、遂に御名義不相立次第に立到候、付ては首謀之面面、御取締被

吉川意見書

中村佐久
間も免職

仰付是を以て天朝へ御申開被遊、御名義御取返之御所置被爲在度事。
乃ち吉川監物は、當初より恭順説であつた。二十八日清水清太郎は、使者に向つて藩議未だ確定せざるも、略ぼ之に同じかる可き旨を答へた。同日更らに會議あり、三支藩主は、何れも其邑に還り、藩主は五卿を中關に訪ひ、其の備前行を止めたが、五卿は未だ決する所なかつた。二十九日藩主敬親は宮市大專坊に止まり、更らに世子以下老臣諸職員等を會し、議する所あり、同日中村九郎、佐久間佐兵衛、内藤清兵衛三人の職を免じ、更らに佐久間、内藤を謹慎に、中村を其の親類の家に禁錮することとした。

五卿招賢
閣に入る

七月晦日藩主は宮市を發し、小郡地方を巡視して、山口に還つた同日世子三田尻より移りて宮市の館に入り、五卿は中關より移つて三田尻招賢閣に入つた。村田次郎三郎、檜崎彌八郎、波多野金吾、天野謙吉等、五卿を訪ひ、其の備前行を止め、翌八月朔日、清水清太郎は、五卿の隨伴者土方楠左衛門に説いたが、未だ全く五卿の同意を得るに到らなかつた。

【一七】 三家老を監禁す

令文發布
藩士山口
來集防止

八月朔日、毛利敬親は、取り敢へず、善後の措置として、左の令文を發布した。
此度京師變動之趣に付ては、一統御案申上、萩其外在々之御家來中之内、自身受場を捨置、爲御機嫌窺、山口表へ罷出候部も、追々有之候處、於御兩殿様益御機嫌克、聊御別條不被爲在候間、混雜中、追々大勢罷出候ては、却て御手數に相成、且身柄御任之受場を捨去候ては、肝要委任の御趣意にも相背、第一當節馬關の儀、別て御氣遣被思召候間、出張之面々一入嚴肅に致し、謹て御沙汰筋相守り、實地之覺悟、彌以可爲肝要との御事。

脱走禁止

此れは藩士が、山口に來集するを防止せんが爲めのもの。
此度京師變動の趣に付ては、御家來中末々迄御案申上候は、無餘儀事に候得共、鎮撫方御處置筋は、御目途も相立居候事に付、此砌異論差起候歟、又は脱走體の儀共有之候は、御手支りに相成候に付、一統嚴肅の體を不失、御誠實貫



徹仕候様、各企望可爲肝要候。尤依時宜御指揮を受、必戰の覺悟、勿論之事候。

此れは藩士等を鎮撫し、其の脱走等を戒めたるもの。

止むを得ずば一職覺悟

京都變動の趣は、何とも奉恐入候得ども、右は浪士鎮靜の爲、罷登候者共の不處置より差起り、宰相父子に於て、一圓不存事に候。其段は及御届置候通、應接いたし、不得止及亂入候は、決戰勿論に候事。

此れは禁門の變は、藩主父子の知る所にあらず、故に其旨を幕府にも届け置いた。然も若し幕軍が四境の内に亂入するに於ては、一戰を辭せずとの意氣込である。

三家老推問

八月二日、益田、福原、國司の職を免じ、寺内彌二右衛門、重見多仲、有地九助、矢島半平、井上與四郎、林秀二郎等を其家に遣はし、七月十九日一擧の顛末を推問せしめた。

益田 右衛門介

福原 越後

國司 信濃

兵動の罪

右浪士其外鎮撫のため、京都表相滯居候儀に候得ば、御國家之御爲、能様可取計之處、妄に來島又兵衛暴論に同意し、亡命之浪士、暴發之兵に引纏ひ、遂一戰候段、私之書面を以、天朝幕府へ申出候に付ては、鎮撫之職として、暴擧之發頭せしめ、剩恐多くも上にして、宸居之兵燹を招き、玉座之搖動を致し、下にして都下人心歸向之大害を生じ候段、御兩殿様兼て之御誠意は乍承知、恭順之思召を取失ひ、終に御兩殿様へ朝敵之名を負せ候に相當り、名義不相立、彼是總て御軍令之旨にも相背き、其罪莫大に候處、如何被相心得候哉。

此れが第一の推問だ。

潰奔の罪

一 既に戰爭に及候得ば、天王山を根據として可相保之處、殘兵を不纏、士卒之死傷を不問、數多之器械を取捨、一番に退足立候段、全以御軍令不相立、御當家之御武威をも相穢し、其罪不輕候處、如何被相心得候哉。

此れは軍破れて、一支へも支へず、潰奔して、歸國した事に付ての推問だ。而して

三大夫を徳山に監禁し、又た前きに天王山にあり、大阪に下り、藩邸の沒收せらるゝや、北條瀬兵衛と共に歸國して、謹慎したる宍戸左馬之介、竹内清兵衛も亦た其職を免じ、親類預けとなつた。

八月四日世子定廣は、宮市を發し山口に還り、五卿も亦た湯田に還つた。此れは四國艦隊馬關來襲の報に接し、今更ら此の危機に際して、備前に赴くは、情に於て忍びず、且つ豫て攘夷の先鋒は自から期する所なればとて、何れも山口附近の湯田に還ることとなつた。

五卿湯田に還る

〔一八〕 吉川監物と長藩主父子

長藩邸沒收

八月三日、幕府は長藩の諸藩邸を沒收し、藩主父子、三支藩々主及び吉川監物に謹慎を命じ、宇和島藩主伊達遠江守が、毛利敬親の妹婿たるが爲めに、宇和島藩

邸の役員をして、之を江戸長藩邸に傳へしめた。而して邸吏以下在邸者何れも悉く監禁中なれば、使を藩地に致すを得ず、仍りて幕府は更らに命を宇和島藩江戸家老信田杢右衛門に下し、長藩邸の爲めに、之を長州に傳達せしめた。信田乃ち急に人を長州に派し、八月十五日三田尻に著し、代官湯川平馬に面し、幕命を傳へた。

松平 大膳 大夫

幕府申渡

家來福原越後始暴臣之者共、出願有之趣にて、兵器を携、京都へ罷登、朝廷よりの御趣意をも不願、終に兵威を以、奉劫朝廷候段、對天朝、深恐入候事に候。依之居屋敷を始被召上、急度慎罷在候様被仰出之。

松平 長門 守

松平大膳大夫家來福原越後始暴臣之者共、出願有之趣にて、兵器を携、京都へ罷登、朝廷よりの御趣意をも不願、終に兵威を以、奉劫朝廷候段、對天朝、深恐入候事に候。依之急度慎罷在候様被仰出之。

自餘の文は、皆な世子と同様のものであつた。平馬は使者を宮市に留め、之を山口なる藩廳に致し、藩廳は翌十六日其の返書を使者に授けて、在江戸の信田に寄せ、別に京都變動、馬關戦争の報告書及び藩主父子、三家老の待命書を封送した。使者は九月九日江戸宇和島邸に復命し、同邸より之を幕府に稟申した。幕府は長藩封入する書類を却けたから、宇和島藩邸より之を送還し、使者は十月朔日、三田尻に著した。

敬親謹愼
布達

藩主敬親が自發的に謹愼の旨を一藩に令したるは、恰も八月十五日幕命三田尻に著したる當日であつた。而して二十二日、更らに藩内士民に向て、特に謹愼の意を表せしむ可く、左の通り布達した。

御兩殿様御愼之義、御達有之候付、御家來中末々に至迄、愼方之義、最前沙汰被仰付置候處、猶又御詮議之趣有之、左之通被仰付候事。

一 御家來中目代用捨被仰付候事。

此の如く毛利父子は、飽迄恭順して、朝命幕令を遵奉し、其の悔悛の實を表せん

とした。

吉川の配
慮

禁門の變は、毛利氏平昔の勤皇の看板に泥を塗りたるもの。今更ら長藩に取りては當惑千萬の事だ。是を以て其の使者を四境の外に發し、それぞれ解説する所あつた。此れと同時に尤も心を致したるは、岩國の吉川監物だ。吉川家の祖先廣家は、實に關ヶ原役後に於て、毛利家の社稷を濟うたる殊勳者だ。今や其の後裔たる監物は、其の祖先の役目を繰り返す可き時節に遭著した。當人は之を自覺したる乎、否乎を知らざれども、八月朔日には、藩主父子の名を以て、彼を山口に招致す可く、懇書を携へたる特使を派した。監物は病の爲めに山口に来る能はざるを謝し、八月四日其臣鹽谷鼎助をして、答書及び密書を齎らし、來り報せしめ、同人は七日山口に到着した。而して其の密書は左の通りだ。

吉川密書

乍恐書中奉申上候。先頃は使者を以、愚意申上候處、去月二十八日清水清太郎を以被仰聞候趣も有之。(參照一六)、鹽谷鼎助と申者、急先罷歸、逐一拜承仕、爾來彌御決定と被仰出、且夕奉待候。素不容易御事とは、山々奉察上候得共、先に

も申上候通り、御父子様格別之御英斷を以、出先之暴舉之面々、速に御處置被爲、在、是を以天幕へ御申開無御座候ては、外御手段御座有間敷と、幾重も奉存候。此度は天朝の宸怒も不輕段々被仰出も有之候上は、如何體御困難之御場相に立入可申哉難計、實に兩國の御安危今日に相迫候、少しも御遅緩無之、大御處置爲、在候様奉存候。心中如焚、不暇縷述、恐惶謹言。

藩廳吉川
同意

此れは速かに三大夫を始め、其の責任者を處罰し、朝廷幕府に對して、謝罪の實を表せよと云ふ主旨だ。藩政廳の意見も亦た同様にて、未だ其の密書に接せざる以前、清水清太郎、麻田公輔（周布政之助）に此旨を授け、監物をして宗家の爲めに、先づ藝備諸侯に説かしむ可く、藝州に赴かしめた。

【一九】 清水清太郎、麻田公輔岩國に使ひす

麻田起用

清水清太郎と麻田公輔（周布政之助）とは、八月三日夜半山口を發し、直ちに岩國に赴いた。麻田は姑らく罪を得て閉居してゐた。——高杉を萩野山の獄に訪うた一件——然も禁門事件には、憂慮に堪へず、世子の三田尻に引き返す際には、私かに同所に赴いたこともあつた。今や多事の際、同人を空しく閑地に措く可くもなく、此處に起用することとなつたのだ。況んや宛も其の謹慎五十日の刑期が了つたに於てをやだ。當時麻田は如何なる經綸を持してゐた乎、今も兼重讓藏の語る所を掲げんに、曰く、

麻田兼重
問答

蕭何の任は、拙者（兼重）及ばずながらやるから、韓信、張良の仕事をやつて呉れと云うたら、麻田翁は小首を傾けて、どうもならぬ事には、身分が低い、どうも斯ういふ大難に至つては、身分が低いから如何に思ふても仕様がなない、夫れには大きに困るぢや、貴様も見て居る通りに、家老も多人數頭を揃へて居るけれども、斯の如く詰らぬものぢや、御別家も三四軒あるけれども、どうも斯様な大難を引受けて、爰をやつて通ると云ふ人はどうもないやうに見へる。

吉川依頼
致に意見一

どうも情けないことぢや」と云つて大歎息をせられました。

「成程貴様の云ふ通りぢや、併ながら是はどうでも先づ第一に御末家の中に一任せねばならぬ、今拙者の考へて見る所では、吉川監物殿の外に仕様があらまい」と申しましたら、夫れは成程御尤ぢや、先づ吉川公ならばどうか此事の纏りが付かうと思はれる」と麻田翁が申しました。貴様吉川公をどういふ人物と鑑定をして居るか」と申しましたら、麻田翁の答に、「此人は善良な人である。守成の方は十分あるが、撥亂の方は乏しい」と麻田翁が申しました。

「夫れで今日は守成の時である、先づ守成をして内を治めて貰つたら、又撥亂の時分は、撥亂の人が起るから、其の守成の力のある人を、どうでも爰に引出して、此人に任ずる外仕様がなと思ふ。夫は尤ぢや」と麻田翁も言はれた。夫れなら岩國に行つて、監物公を引出す策をやれ。夫れは宜からう」と、其日約束をしました。……所が麻田翁の案じて前申します通り、家老の名義の者が行きませぬでは、麻田翁が参りましても、監物公の引受は如何と思ひますか

ら、清水清太郎を勸めて、同道して岩國に直ぐ行きましたのでございます。(防長回天史)

麻田方策

尙ほ麻田が當時如何の意見を持してゐたかは、左記八月五日付にて、同人が岩國より發したる書狀によりて分明だ。

昨四日御仕出の御狀、今五日於岩國致落手、被仰下候廉々致承知候。明日は監物様御逢有之よしに付、格別御氣付無之候は、爰元出足、藝備へ立寄、順々可罷登、尤前途大に否塞候様相聞候付、埒明兼可申と、氣遣居候。

此れは麻田が監物に面會の上は、自から上國に赴き、一身を犠牲として、藩主父子の爲めに、其の誠意を披瀝せんと欲したるものと察せらるゝ。

三大夫處分の件

三大夫御預け御沙汰相成候由に候處、御引渡は未相濟様被考、甚掛念に奉存候。御引渡相濟候は、猶又被仰知可被下候。御書面御文意は、先最初の通にて可然と奉存候。

此れは三大夫處分の件だ。

吉川に重
要依頼の

明日監物様御逢の上、清太郎御口上にて、上國向き一圓御依頼被成候付、御氣分御全快候はゞ何卒京都へ被成御登、諸向御周旋被下候様、尤京都迄御登込に相成兼候はゞ、近隣列侯の内へ御越にて、御理解被成候様にと御勧め被申上苦に候處、今日安達十郎右衛門、有福新助申分を以考候得者、此御大厄難に付容易に御動き被成間敷、此内御書への御返答、如何の趣に候哉、重て被成御書、上國向きの事、重々御依頼被仰越可然哉と奉存候。

吉川監物が尋常一樣の事では、容易に上國に向つて運動には出掛けまじとの事。

諸侯依頼
の案

此度の一件は孰列侯の内より御扱ひ無之候ては、結局には立至間敷候處、加談三人の内、土州、宇和島兩侯は、御舊因も有之儀に付、御使者を以、御心事被仰越候はゞ、御引受も可有之歟、宇和島より徳山へ使僧被差越候趣、定て可被成御承知、是は間諜かも難計候得共、矢張手寄には相成可申候、私共は中國路を重にして登り掛可申候間、今一人其御地より四國へ渡り、大洲、宇和島、土州、阿

州と御廻し被成候て可然哉と奉存候、旁の趣得御意候様、清太郎殿被申事に付、如斯御座候、恐惶謹言。

八月五日

公 輔

尙々清太郎殿も至て輕装に付、前後の飛脚引當にして、十郎事直様被差返可被下候、猶十郎へは無據私用をも頼置候間、廣島に於ては必々追付吳候様にと申置候間、今一人十郎へ被差添、急々御差登せ被下候様、必々奉頼候、以上。

御政事堂

各 中 様

此れは監物と、未だ對面せざる以前の書だ、而して麻田等自身にも、此れより上國に赴く覺悟であつたことは、本書の示す通りであつた。

【110】 吉川監物と麻田公輔との問答

清水麻田
と吉川會
見

清水清太郎麻田公輔は、八月六日、愈よ吉川監物に面會した。其の對話の一斑は、左記吉富簡一の語る所に據りて知らる。

麻田中人
吉川引受

監物公と種々談合の際、監物公の御言に、一體政府(山口藩廳)の者の處置、甚不行届あり、幕府へ謝罪するにも、其驗なくては申立も難成との事故、麻翁(麻田公輔)の答に、素より京都變動の事は、三大夫以下其罪を引受け、首級を以て、我公の御關係なき事を明かに御取計あらん事を、只管泣血する所、又公輔が如き、從來政府に列したる者故、此首級も御入用なれば、何時にても差出すべしと申せしに、監物公の御言に、武士の言葉に二言はあるまいとの事なりし故、麻翁答て、是れは近頃珍敷事を承るもの哉、公輔は毛利家中士の身分、乍恐周布政之助なれば、二言杯は不仕と申せしに、監物公の曰く、善哉其言や、此の如くなれば、我身の及ぶ限りは、問罪使來らば力を盡すべしと、座を立て、短刀一

振を下され、公輔屹度詞を誓ふたるぞとの事にて、其他種々の談話ありたり、御末藩に、如此大丈夫の御方あるは末頼しと、簡一岩國へ麻翁へ隨行したる故、旅宿へ歸られての密話なりし。

麻田復命

此の如く麻田の決死以て君冤を釋かんとする覺悟は、深く吉川監物の心を動かして、長幕の間に、周旋するの志を熾ならしめたるものと察せらる。

尙ほ兩人は、藩主申告書の案を齎らし、監物の意見を要めたる所、監物は其の文中、辭官退隱、三大夫處罰に關する語句あるを不穩とし、申告の文體を改め、待命の體とせんことを注意した。仍りて麻田は七日山口に歸り、之を藩主に復命し、藩主は其議を容れ、案文を更め、九日再び之を携へて岩國に赴かしめた。

敬親父子
吉川新狀

殘著退兼候處、其後御氣分如何候哉、早々御快復有之候様所、祈に候、陳ば今度三人(益田、福原、岡司)共、及暴舉候次第、拙者父子不任心底儀とは乍申、朝廷に奉對、何とも恐懼之至に候、就ては右歎願書、清太郎を以、致御示談候處、昨夜公輔歸著、御氣付之廉々委細領承、如何にも御尤之儀忝存候、即調替候間、上國向之

儀は、御氣付之向々へ、可然御盡力被下度奉伏願候。尙無御用捨、清太郎へ御差圖被有度存候。先は爲其如斯候也。勿々頓首。

八月八日

少將 (長門守定廣)
宰相 (大膳大夫敬親)

監物様

座右

改定申告書

而して其の申告書の改定せられたるもの、左の如し。

去月十八日之夜、私家來之者共、諸浪士へ相加、闕下近く罷出、及騷擾候趣、不奉憚朝廷次第、奉恐入候。右一件は脱走之者共爲鎮靜、國司信濃差登、其折柄益田右衛門介、福原越後も罷登居候に付申談、鎮靜可仕之處、却て脱走之者共に被誘、私並同氏長門守宿意を取違へ、自己之了簡を以、書付迄も相認差出、終に及騷擾候段、甚以不届至極、不謂義に付、右三人之者共は、末家毛利淡路守へ先預

置候。此餘如何可申付哉、御差圖奉伺候。猶又於父子不存義とは乍申、兼て示方不行届故之義御座候付、幾重にも奉恐入候。依之父子共於國元慎罷居候間、何分御沙汰被仰付可被下候以上。

八月三日

松平大膳大夫

吉川廣島に赴く

斯くて吉川監物は、自から廣島に赴き、藝藩主松平安藝守に頼りて、斡旋を請はんとし、七日先づ家臣目賀田喜助、森脇一郎右衛門を遣はし、豫じめ其地を爲さしめ、十四日更らに香川諒、森脇一郎右衛門を遣り、安藝守に會見を請うたが、安藝守は病の爲めに之を辭し、世子紀伊守(茂勳、即ち今日の侯爵淺野長勳)微行して草津に至り、監物に面會す可き旨を答へた。十九日監物岩國を發し、清水清太郎、麻田公輔の二人を留めて、其報を待たしめた。

〔二二〕 孤立無援の長藩

監物式部
草津會見

吉川監物は八月二十日藝州草津に著したが、藝藩主は、其臣渡邊九郎兵衛を遣はし、父子微恙の爲めに來り會する能はざるを謝し、其弟式部をして代りて會見せしむ可き旨を傳へ、二十一日監物は式部と海藏寺に於て相見、其の斡旋を依頼し、宗藩の待命書竝に馬關戰爭報告書を出し、之を托せんとしたが、式部は未だ朝幕の許可を得ざるを以て、之を辭し、更らに他日相謀る可きを約して、其の會見を了つた。當時藝藩では人を京都に馳せ、命を幕閣に請うたが、使者未だ歸らなかつたから、斯く答へたのであつた。

草津會見
報告

二十二日監物は草津を發し、嚴島神社に參詣し、藩祖元就の遺訓を奉じ、宗家の爲めに盡す可きを誓ひ、神助を祈り、同夜嚴島を發し、二十三日新湊に著し、直ちに岩國に還り、清水清太郎、麻田公輔を召し、草津會見の事を告げて、之を山口に復命せしめた。

敬親監物
に謝す

尙ほ八月十八日藩主敬親は、内使上山縫殿を岩國に遣はし、監物藝州行の勞を謝せしめ、贈るに藩祖元就の遺愛たる大小二刀（大長船清光、小來國光）を以てし、竝に黒印令條に關する辯明を爲さしめた。上山は二十日岩國に著したが、監物は既に發途の後であつたから、其の老臣に面して藩主の意を致し、双刀を贈つた。而して上山亦自から草津に赴き、監物に見えて面陳する所あつた。二十四日清水等の岩國を發するや、監物は又た其の老臣宮庄主水をして之に伴はしめた。此れは贈刀の謝意を表す可く、且つは草津會見の模様陳述の爲めであつた。二十六日清水は山口に復命し、宮庄又た監物の使命を申報したが、麻田は尙ほ途に留つた。

藝藩周旋
を約す

藝州では曩きに吉川監物よりの斡旋先容に付き、寺尾生十郎を京都に遣はし、幕命を請はしめたが、今や返り報じたから、中井勇太郎を、岩國に遣はし、前に監物の草津に齎らしたる宗藩の待命書等を受領し、且つ今後毛利氏にして言はんと欲する所あらば、吉川氏を通じて、藝藩より之を朝幕に傳達す可きを約し

宇和島藩との交渉

て去つた。此れは清水等の岩國出立と殆んど同時に幾かつた。上記の如く、毛利氏は一方吉川監物を以て、藝州に頼り、申解の方便を講じつつあつたが、又た宇和島、筑前兩藩とも交渉があつた。八月四日毛利氏の姻戚たる宇和島藩主伊達遠江守(宗城)は、等覺寺清崖、大隆寺晦巖の正副使僧を徳山に遣はした。清崖は徳山藩士生田森衛の弟、晦巖は徳山藩主と相知る。而して徳山藩主父子は、世子長門守の實父兄である。

宇和島藩使の勸告

五日徳山藩主毛利淡路守は二使を引見す。二使の意は毛利氏父子に悔悟謝罪を勸告するにあつた。六日藩主敬親は木梨平之進を徳山に遣はし、使僧に接せしめた。使僧は三大夫は過激の罪を以て、之を嚴科に處し、藩主は其の責任を負うて解職退隱す可きを陳べた。而して藩主の幕府に上る申告書の文案を示したるに、甚だ不満の色をなし、九日麻田公輔が、岩國往復の途次、徳山に於て吉川監物の意見によりて修正したる文案を示したるに、是亦た悔悟の情未だ顯はれずとして、甚だ意に満たなかつた。而して徳山藩主淡路守は、其の臣下を使僧

宇和島藩領停不稱要

に伴ひ、宇和島に赴かしめんとしたるに、使僧は朝敵の名ある藩士と相伴ふを欲せずとして、同行を辭した。尙ほ徳山藩では八月九日夜河田佳藏等十數人、老臣富山源次郎の家を襲ひ、富山は傷を蒙りて逃れ、河田等同志七人は前後逮捕せられ、或は刑死し、或は兇手に斃れた。

筑前交渉不成立

尙ほ宇和島使僧の去りたる後、徳山からも、將た本藩からも、又た吉川監物からも、それぞれ人を宇和島に遣り、其の居中調停を依頼したが、遂ひに要領を得るに至らずして止んだ。そは宇和島藩では長藩に對して、何等の同情らしきものを持たなかつた爲めと、長藩では憤慨してゐた。

尙ほ筑前では本藩及び吉川監物とも、それぞれ交渉を始め、周旋する所あらんとしたが、所謂幕府の嫌疑の爲めに、不本意ながら之を打切るの止む無きに到つた。此の如くして毛利氏は、今や葦々孤立、四邊全く味方なき窮地に陥つた。

第五章 長藩中兩黨の相剋

〔三二〕 長藩に於ける俗論黨の擡頭

防長僧侶
の運動

長州側では支藩長府侯毛利左京亮が、其臣西小豊後をして、嘆願書を齎らして、上京せしめたが、大阪に至りて抑留せられ、其の目的を達するを得なかつた。又、た防長七百個寺の僧侶は、藩主父子の爲めに、嘆願書を本願寺及び興正寺に致し、其の斡旋を請うた。尙ほ幕府では、江戸、京都、大阪、伏見、長崎等の藩邸を悉く籍没し、而して江戸にては在邸者を舊陸軍所に拘留し、百二十人の内、拘留中死亡する者前後五十一人に及んだ。之を見ても、其の拘留が、如何なる状態であつたかは想像に餘りある。

長藩刺下
の急務

内外に敵を引受けたる長藩、然も馬關に於て散々銳利なる外敵の武器に惱まされたる長藩が、外人と講和したるも、無理からぬことであつたが、それは頗る

不評判であつた特に攘夷の先鋒をもて自から任じたる三條實美以下五卿の如きは尤も不快とする所であつた。自から日本第一攘夷の魁を以て任じたる長藩が、外人と握手する一事は、如何に其の内状には餘儀なき事情ありとするも、其の評判の香しからざるは當然の事だ。然も背に腹は代へられぬ。長藩の尤も刻下の急とするは、如何にして天朝と幕府に向つて、禁門の變の責任を果たすかにあつた。如何に申譯けをしても、口先ばかりで知らぬ存せぬの一天張りにて、相ひ濟す譯には參るまい。されば其の方策は如何。

等主の語
問

八月二十九日、藩主敬親は、當役以下政府員を召し、左記の國事要目を示し、之を議せしめた。

- 一 國民の方向を定むる事。
- 一 馬關戦争に付賞罰の事。
- 一 夷人處置の事。
- 一 兵制の事。

藩政一部
の變改

一 政事堂役彌精勤の事。
而して二十七日老臣浦靱負を、徳山、岩國に、根來上總を長府、清末に遣り、麻田公輔を、根來の副として共に赴かしめた。二十九日には政務座、手當方の區別を廢し、民政、軍事を一局に集め、其力を一にして以て國難に當らしめた。斯くて新に左の人々を要職に任じた。

- 政務役兼石州境軍務管轄 高杉和介(晋作)
- 政務役參與 井上開多
- 政務役藏元役 波多野金吾
- 政務暫役軍務專任 北條源藏

山口在住
の士に親
諭

九月朔日藩主敬親は山口在住の士を召し、幕府の處分令に對する親諭を示し、二日之に關する一藩の意見を徴した。

其一

今般追討軍被差向候由相聞候。其節に至り候ては、誠意恭順を盡し、條理明白

辯解可及候。然共不得止致亂入。節は、多年之微衷所不愧天地、以死奉報。鴻恩のみ。此旨深相心得、於遂奉公は可爲本懐候也。

其二

此度追討使被差向候に付ては、御家來中末々下々に至迄來る九日を限り、氣付筋相認、不憚忌諱、印封にして、支配々々へ差出候様被仰付候事。

俗論黨
頭機縁

九月六日吉川監物は、岩國を發し、七日徳山を過ぎて毛利淡路守に面し、八日山口に入つた。而して監物の山口に來る、恰も俗論黨の擡頭に、其の機縁を與ふるものであつた。概して云へば俗論黨は、世祿の士にして、先鋒隊は世祿の士の少壯者を以て組織したれば、俗論黨の羽翼たり。而して俗論黨の根據は萩にありて、暗に徳山と互ひに氣脈を通じてゐた。

俗論黨山
口に入る

されば山口の政府員は、世子長門守に請ひ、萩、徳山に赴き、之を鎮撫せんことを希ひ、議既に決したが、未だ果さなかつた際に、俗論黨の壯士は續々萩より山口に入り、圓龍寺に屯し、政府は之に解散を命じたが、行はれず、三大夫は閉居、諸老

俗論黨君
身邊に
通る

臣には一定の意見なく、當務の老臣宍戸備前の如きも、勢ひ耳を俗論黨の所説に傾けざるを得ざる勢となつた。

此際獨り正義派としては、清水清太郎あつたが、彼も獨力にて如何ともする能はず、而して俗論黨の勢は漸次に藩主父子の身邊に逼り、藩主父子も今や手を束ねて、彼等の意に任せざる可からざる勢に迫られ、八月二十日には、毛利出雲加判に列せられ、九月朔日には、岡本吉之進大納戸役に任せらる。何れも俗論黨の臭味紛々たるものにして、此れが爲めに正義派の政務員は、辭表を呈するもの相踵ぐの有様となつた。

【三】 奇兵隊等の上書 (一)

俗論黨の
主張

抑も俗論黨の意見は、君を輕しとし、社稷を重しとすると云ふ一點にありて、毛

正義派主張

利家の宗祀を保つ爲めには、遺憾ながら藩主父子を犠牲とするも致し方なしと云ふ、即ち幕府に對して絶対服従の一點に歸著するものであつた。而して正義派に至りては、其の詮ずる所は所謂武備恭順にありて、禁門の變に就ては相當の責に任じ、その責任者を處分するを辭せぬが、より以上の懲罰に對しては、斷乎として之を拒絶し、苟くも理不盡に幕府が其力を以て我に加へんとするが如きあらば、我も亦た力を以て、之を擊退す可しとの意見であつた。乃ち其の第一聲を揚げたものは、奇兵隊の山縣小輔、福田俠平、時山直八、藤村太郎等であつた。彼等は九月六日山口に出で、左の一書を上つた。

山縣等の上書

御國家御危急之期に至り、今更申上候迄も無御座、既に去月晦日被仰出候御直書附之旨(參照 二二)執も奉威服候、當節に至り候ては、賊徒日に境に相迫り候様子、追々傳承仕候、付ては御直書附之旨、死力を盡し相守候は、臣子の分素より申迄も無御座候、外虛弱を御示し、内益御充實整肅にして御待の外、御良策有御座間敷奉存候。

廟堂一新の不可

所謂る武備恭順以上の覺期だ。

然處思召も可被爲在儀には候得共、廟堂御一新被遊候御様子、何とも奉恐入候得共、孰れも迷惑仕候。廟堂御一新は、即ち乍恐君意被遊御搖動候儀に有御座間敷候哉と奉伺候。

此れは正義派を退けて、俗論黨を進むるに對しての抗議だ。

此餘御良策も可有御座候得共、此危難に立至り、左様の儀有之候ては、不戰て屈兵の術中に陥り候儀、不堪痛憤悲泣之至。

如何にも其通りだ。

先般止戰講和の儀に付ては、御兩國(周防、長門)中は不及申、天下の有志一端方向相失罷在候處、前斷御直書附被仰出候に付ては、君上御確定の處、乍恐奉伺、一統奉感喜、愈勉勵罷在候處。

此れは馬關講和に付き、一時は當惑したが、藩主の親書によりて、其心を安んじたことを云ふ。

此際に當り御一新被遊候ては、尙更人心沸騰、有志途を失ひ申候。假令御深謀可被爲、在候共、御國是に相拘候儀には有御座間敷哉と、悲泣之餘、不顧忌諱、區區の微衷建白仕候。誠恐誠惶謹言。

九月

奇兵隊中

正義派監物意見を

馬關講和既に人心を沮喪せり。然るに更らに俗論黨を引用するに至りては、長防二州の前途實に寒心す可きものありとして、藩主の反省を請うたるものだ。當時恰も吉川監物は山口に來つた。俗論黨は之を路に要して、説く所あつた。監物は本來の持重家であり、前年來宗藩の所爲には、少からざる遺憾を覺えつつあつたから、勢ひ俗論黨の意見には耳を傾くるに至つた。然も監物の九月八日山口に到着するや、諸隊の有志太田市之進、山縣小輔、時山直八、野村靖之助等、監物を其館に訪ひ、頻りに迫りて其の意見を訊ふ。清水清太郎も亦た監物を訪ひ語る所あつた。而して同日更らに左の意見書を上つた。

清水清太郎意見書

不願賤陋奉申上候。先般京都變動後は、偏に御恭順を以て、御誠意被爲貫との

御事に付ては、乍恐奉體其旨候者種々有之候處、就中御恭順と有之候は、御家來中は素より、下々末々に至る迄、偏に恐懼罷在、詔藩襲來之御手當向等も、器械運送は不及申、諸處出張屯集杯有之候ては、第一被爲對天子御恭順の筋を缺、且御誠意天下に貫徹難仕との事、一切難解其意儀に有之候。先づ第一に俗論黨の意見に一撃を下だす。

元來先般京師騷擾に付ては、日本國中誰一人として、恐懼不仕者は無之、然るに其由て起る所は、去年八月奸賊雍蔽、矯淑慮欺天下候よりの事にて、此往日月に墜ざる限りは、爲神州何處迄も奸賊斬除不仕ては、不相叶候處、如何にも禁闕の下、擾亂の儀、恐懼に不被爲堪、既に三大夫以下嚴重愼み被仰付、天幕へ其段被仰立、只管御恭順御盡し被爲、在候事に御座候。更らに一步を進めて、禁門變の原因に溯り、之を以て文久三年八月十八日の政變に歸す、長州側から見れば、正さに斯く論せざる可からざる所だ。

【二四】 奇兵隊等の上書 (二)

幕軍抗拒の意見

奇兵隊等の上書は、長藩側の申分を殆んど遺憾なき迄に陳述してゐる。左様候て尙襲來仕候事、實以不條理の儀、決して聖天子の叡慮に不被爲在は、不言して分明の事に御座候付ては、奸賊防禦の爲め、夫々出張屯集等仕、武門の恥辱を不受候様覺悟仕候て、被爲對天子御恭順之筋相缺候儀、斷て無之候。此れは幕軍の來襲を防ぐは、決して主上に對して恭順を缺く所以でないことを云ふ。

俗論黨主一擊の不可

右様條理分明に有之、内兇賊を除候以後、外夷狄を制すべきを、天下へ御示し被爲、成防長二州の必死を以て、上不違神明、下不愧億兆、偏に誠の一字を以て、千載の下に御懸け被爲遊候事、天下に貫徹難仕とは、實以難解、其意曖昧模糊にて、委計り誠意を見せ懸け、區々一二藩を頼み合せ、奸賊の心を慰諭せんと欲するに過ぎざるのみ。

同じく二

此れは反對論に對して、一撃を與へたるもの。

然る處説者猶曰、萬一も賊兵闖入候はゞ、臣子の分、一人にても決して吾土を犯させ候ては、不相濟、其節は必死決戰勿論の事にて、兼々力を養置候はゞ、何時も手配可相成前々より處々へ出張屯集などには不及申、且右様鎮靜罷在候て、恭順を盡し候はゞ、御誠意天下を感格し、決して襲來致候者は、有之間敷との事、更に其の要領を得ざる事に有之候。

更らに反對者に、第二撃を加ふ。

其の理由

以下其の理由を説く。

何となれば賊兵既に闖入の期に至り、御家來中一統悉く才力兼備仕居候とも、數十里を懸隔て、俄に膺懲の御手配相調候事、逆も不相叶、假令相叶候様、十分御國政相届候儀に候はゞ、兼て出張屯集候とも、決して粗暴の儀は、不仕、況奉對天子、奉對吾公、御恭順の思食を奉體せざるものあらんや。

以下論鋒を反對の本營に進む。

況兇賊既に乍恐主上をさへ不奉憚程の事に有之、寧能く一點の大義を顧み候はん哉、亦何ぞ露程の惻隱心有之べきや、然るに猶昨年来引續き、御兩殿様、不容易御勤勞被爲遊、千縷萬端御心を被爲碎候得共、種々様々に奸慮を凝し、終に今日の如きに差迫り候折柄、豈能一朝に反然其心を改め可申や、唯其笑を受候而已に可有之候。

曰く兇賊曰く奸慮、彼等は外は幕府と兩立せず、内は俗論黨と兩立せず。

他藩依頼の不可

假令他の一二藩御誠意に感佩仕り、氣付筋申立候とも、馬耳の風よりも甚敷候。

他藩の同情恃むに足らず。

姑息誤國

左候て吾藩は現場挫推の姿に相成候得ば、隨て各藩も自然俗論沸騰致し、畏縮、因循罷在、偏に奸賊の頭使に隨ひ候様相成候は、必然の事にて、天下を感格は思ひも寄らず、却て天下を迷亂仕、是所謂姑息誤國の俗論と申者に有之候、引込思案は自滅の基、此れが奇兵隊等の結論だ、自から畏縮するばかりでなく、

君侯英斷の要

天下の正氣を挫折せしむる所以である。

此上は乍恐御兩殿様非常の御英斷被爲遊、二州を擧て御籠城と御覺悟被爲極、兼て被爲仰出候天朝への御信義、御祖宗様へ御孝道、一誠萬古を御貫き被爲遊候て、御末家様始御國中の一統、夫々防禦の手段肝要の儀、嚴然被仰付、實備速に相調ひ、來らざるを不頼待あるを頼み、人心方向屹度相定り候様、被仰付度奉存候、時機日に切迫、優柔不斷、徒に敵謀を長じ候事、遺憾如山、實以臣子の情、安堵の思を爲さず候事に候間、不得止、鄙言奉申上候、于冒大威、伏て奉待死罪候、誠恐誠惶、頓首再拜白。

甲子九月

奇兵隊中

鷹懲隊中

集義隊中

御楯隊中

野村靖之助

以上の長文の上書は、之を詮じ詰むれば、非常の御英斷被爲遊、二州を擧て御籠城と御覺悟被爲極の一句に盡きてゐる。即ち防長二州を焦土としても、來襲の敵軍と相ひ戦はんことが彼等の意氣込であつた。

〔二五〕 奇兵隊等重ねて上書す

政務員會
議に出で

當時山口藩應は、俗論黨と正義派との間に彷徨して、未だ何れとも決定しかねつゝあつた。九月十日藩主父子は、吉川監物及び當役以下を集めて、會議を開いたが、當役政務員等は、多く病と稱して出席せず、天野謙吉、中村文右衛門、野村淳輔等、數人その議に與つた。同日麻田公輔に命じ、政事堂に出仕し、豫じめ追討使應接の事項を調査せしめ、吉田右一郎、近藤七右衛門、神田三右衛門を以て其副と爲した。

諸隊抗議
漸く盛

然るに麻田は馬關より山口に歸り、病を以て其の寓所——吉富宅——に閉居して、此命下りしも出でず。十一日午前には、吉川監物は湯田に三條實美を訪うたが、午後は病ありと稱して、藩議に參せず。宍戸備前、毛利出雲も、亦た監物を其館に訪ひ、歸りて病と稱して出でず。時に奇兵隊以下の諸隊の抗議漸く旺んにして、俗論黨の首領株も、稍々二の足を踏み、形勢未だ何れとも決せず。十二日には吉川監物出で、藩主に謁した。同日柏村數馬、宍道直記を、筑前に遣りて恭順待命の意を、征討軍の諸營に傳へんことを囑した。

恭順待命
の使者派

先般京都騷擾に付、弊藩征討之御人數被差向候由、致傳承候。右一條は全家來之者不心得にて、宰相父子之存意と致違背、奉對朝廷、不相濟次第、不堪恐懼之至。家來之者共は、嚴囚申付、宰相父子相愼罷在候て、幕府へ嘆願仕置、領内小民に至迄、恭順を旨とし、彌以妄動之儀無之様、手堅申付候。就ては何分之御沙汰有之候迄は、穩便之御處置所希御座候。此段以使者申進せしめ候。

申す迄もなく、藥州口には、總督尾張前大納言、九州口には、副總督松平越前守相

ひ共に征討軍を率ゐることとなつてゐたから、その征討軍に對しての申解の爲めに此の使者を特派したるものだ。

諸隊再上

十二日諸隊は重ねて左の上書を呈した。

一定不拔の御國是、固より御變革は被爲、在間敷候得共、猶以御擴充肝要と奉存候間、又々鄙言申上候、斯る切迫の御時節、御内政何歟と多端に相亘り不申、簡易に御處置肝要と奉存候、昨日建白〔參照 二三、二四〕仕候通、四面の大敵と申ながら、左程御苦慮被遊候儀は有御座間敷、却て御不幸中の幸と奉存候。所謂る死中活を求むるもの。

乍、恐洞春公(毛利元就)以來御勤王、尙又先年來皇朝復古の義に付、被爲對王家、別て御勤勞、仰で不恥天、俯て不恥地の儀と奉存候、奸賊當當路、暫蔽塞仕候得共、去月晦日被仰出候御直書附の通、萬端御處置被遊候へば、御開運不遠は必然の儀に御座候。

決して悲觀するに及ばず。

討征軍恐
ずるに足ら

假令大舉襲來仕候とも、乍、恐御畏縮無之様、肝要に奉存候、楠公赤坂城のためしも有之、遠來の賊徒を御制被遊候には、外虚弱にして、内充實、逸を以勞を待、虚々實々、變化萬態の御戰略を以、偏に御持久の御策肝要に奉存候。

千變萬化の方略は、自から此中に存す、決して悲觀す可からず。當今天下を舉て愚考仕候に、奉對御兩國、挾私怨諸侯、大にしては薩會、小にしては藝倉、其他無據奉命襲來仕候とも、其眞實戰候心底無之は、偏に御兩殿様御正義、海内充滿、人心感服仕候儀と奉存候。

大敵は薩摩と會津、小敵は藝州と小倉、其餘は止むを得ず、幕命を奉じて來るのみ、決して恐るゝには足らない。

彼薩會と申候ても、懸軍萬里、兵糧器械の運送、其他百物自國より取事、不便利の儀に付、自然と物價高直、人心沸騰仕候儀、必然の儀と奉存候間、御内政少しも御變革無之、御恭順の儀、外虚弱を御示し、内不可當の實をなし、御持久被遊候へば、曠日彌久、不堪疲弊、自然と困屈仕候間、其節に至り、變化百出、御戰略被

遊候へば、洞春公の御鴻業、目の前と奉考候。禍を轉じて福となし、危を變じて安と爲す、此の一舉にあり、決して心配には及ばない。

敵國內の大

然處道路の言を傳承仕候に、數百年來の御鴻恩を戴ながら、削土乞降杯の流言、實以御國內の大敵と奉存候。

俗論黨に對し、正面攻撃を試む。

其故は唯今寸地尺土たりとも相讓候模様有之候時は、御兩國は不及申、如何計歟御難題に立至り候も難計、不堪悲泣之至、御内政確乎不拔の御戰備、片時も御因循無之様、御急務と奉存候、諺に所謂油斷大敵と申如く、一日御猶豫被遊候へば、一日の士氣相弛み、實以安危存亡に相拘申候、簡様再三申上候も、奉恐入候得共、何も御急務と奉存候間、不顧忌諱、建白奉懇願候、誠恐誠惶謹言。

九月

奇兵隊中
膺懲隊中

集義隊中
御楯隊中

彼等の論は、外は恭順を裝ひ、内は武備を整へ、外柔内剛、いざと云へば來襲軍に向つて、一泡吹かさんとの意氣込をもて、其力を養ひ、其機を待つ可しとの一點だ。斯る場合は削土乞降などは以ての外の事である。此れが奇兵隊始め諸隊の意見だ。

【二六】 俗論黨と正義派との對峙

長州藩論
依違

山口藩應は、正義派と俗論黨との間に依違して、未だ何とも一定せず、正義派は奇兵隊其他諸隊によりて支持せられ、俗論黨は専ら吉川監物によりて重きを爲し、更らに萩の門閥家、上士の輩が、之を聲援しつゝあつた。

正義派勢力恢復

九月十四日毛利伊勢加判役となつた。彼は俗論黨に擁せられ、罪を獲たるものであつたが、今日起用せられたのは是れ俗論黨擡頭の微である。時に諸隊の領袖は、兵若干を氷上に出し、隠然正義派を擁護し、且つ藩主父子と、吉川監物及び其の重臣とに面して、大義名分を説き、運動頗る助め、殊に野村靖之助の如きは、一再ならず上書し、食を絶つて以て其の採納を要めた。十四日井上與四郎を監物守衛掛とした。此れは諸隊の不穩に備ふる爲めだ。而して井原主水、兼重、淳輔等を免じ、前田孫右衛門、山縣九右衛門、渡邊内藏太、村田次郎三郎、天野謙吉、波多野金吾、中村文右衛門、井上聞多、渡邊伊兵衛等の辭表を却下した。此の如くして正義派亦た漸く勢力を恢復せんとするの狀あり。兩派の勢力は、一進一退、未だ其の落著する所を見なかつた。

監物歸藩許されず

十四日夕吉川監物再び藩主に謁し、十五日監物、宍戸備前、毛利出雲復た出でず、而して政務員等皆な政事堂に出仕した。十六日監物は藩主父子に見え、岩國に還らんことを請うた。此れは折角山口に滞在しても、其の意見が行はれざるを

俗論黨勢減殺案

遺憾とした爲めであらう。十七日世子定廣は監物を訪ひ、暫く之を留めた。而して同日急に諸士の支藩と岩國とに赴くを禁じ、更らに人を一の坂口、宮野口、吉敷峠に派して、通行者を檢せしめた。此れは俗論黨の氣焰を殺がんが爲めであつた。同日又た山縣九右衛門の用談役を罷め、玉本文之進を以て之に代へ、大和國之助の直目付を免じた。十九日監物藩主に謁し、毛利能登加判役となつた。此れは毛利伊勢と與に命を拜す可かりしものが、病の爲めに延引したるものだ。而して奇兵隊等諸隊は、更らに左の一書を上りて、其の意見を開陳した。

諸隊また上書英斷要求

本月(九月)六日、同八日、同十二日、及野村靖之助より以上四通の建白、孰れも御國是御確定、尙又廟堂御一新の儀、利害得失、區々の微衷申上候處、一々御採用可被爲、在段被仰聞、一統感涙罷在候、不日御實行の舉をのみ相待、最早二十日の餘に及び申候。御國家御重大の事故、素より御丁寧反覆申上候迄も無御座候。就中監物様御出府被遊候に付ては、是非善惡ともに御參謀可被爲、在候得共、御英斷の外有之間敷と奉存候。

二國士民に覺悟あり

此れは藩廳の英斷を催促するもの。元來一昨年(文久二年)來、朝廷の御基本、海内の形勢、愚夫愚婦迄も傳承仕御兩殿様の御趣意奉體し罷在候様奉考候。當今天下を舉て、愚考仕候に、實に一大強國と奉存候。何となれば、二百餘年、偷安の風習難去、徒らに夷蠻の術中に陥り候折柄、御兩國(防長二國)に於ては、既に昨年攘夷御手始被遊候よりして士民何となく死地に入り申候。

防長二國は今や一大強國である。何となれば二國の士民は、皆な決死の覺悟があるからだ。

一戰の機、今日に在り

節角死地に入候士民を以、彼偷安の敵國、懼るゝに足る者、聊無御座。先ても建白仕候通、乍恐御踴躍無之様肝要奉存候。箇様再三申上、壯年血氣にして、徒らに好戰候様思召の程も奉恐入候得共、幕府多年の暴政、萬民塗炭の苦しみ、終に天朝蔑如の極、素より被遊御洞察、不被爲忍儀よりして、御祖宗様以來御忠孝志、今日に至り御奮發被爲、在候事故、今更御踴躍被遊候様にては、却て御忠孝

へ被爲拘候様有御座間敷哉と、一統愚考仕候。

斷じて行へば鬼神も之を避く、幕府に向つて一戰を試みるの機、只だ今日に在り。此れが則ち各隊の意氣込である。

不願忌諱再應申上候も、實に奉恐入候得共、只管御功業之御成否奉伺度、悲泣の餘、區々微衷建白仕、誠恐誠惶頓首。

甲子九月

奇	兵	隊	中
膺	懲	隊	中
集	義	隊	中
御	楯	隊	中

二十日吉川監物は藩主父子に謁し、同日清末藩主毛利讚岐守山口に來り、二十九日には徳山藩主毛利淡路守亦た來つた。

【二七】 君前會議の序幕

俗論黨山口に入る

一方に於て奇兵隊等が、山口藩廳を刺戟して、頻に硬説を注入しつゝあるに反し、萩の諸士は、其の形勢の非なるを見て、大いに俗論黨の爲めに、氣勢を揚ぐ可く、百餘人群を成して萩より山口に出掛けんとしつゝ、あつた。山口藩廳は、目附村尾治兵衛を遣はし、城代毛利將監と謀り、之を鎮撫せしめたが果さず、壯士等は終に山口に入つて吉川監物に面し、迫る所あり、監物慰諭して事なきを得た。仍て監物は二十三日藩主に見え、兼て當役に面し、其旨を告げた。此に於て當役は監物を訪ひ其勞を謝した。而して此の爲めに俗論黨の勢力は再び振ひ、二十三日、去年一たび政務座に合併せし遠近方を再置し、中島市郎兵衛を以て之に任じた。此れは俗論黨の計畫したる職制復舊の手始めであつた。同夜、償金辨濟事件にて横濱に出張したる井上主計は歸著した。二十三日毛利伊勢を月番當役とした。此れも俗論黨の推薦に出でたるもの。

俗論黨再び振ふ

藩政府恭順に何く

二十五日麻田公輔の追討應接事務擔任を罷め、檜崎彌八郎、中村文右衛門を以て之に代へ、玉木文之進、山口宇右衛門を副たらしめた。此れは麻田其人の病の爲めであつた。同日藩主は當役政務員を召し、國事を議したが、政府の議は、次第に恭順に傾き、藩政の施設も、追々舊態に立ち返り、俗論黨は藩主父子を犠牲にして迄も、只だ毛利氏の家名を斷絶せざらんことを期し、防長二州も、藩主父子も、此の一事の爲めには、只だ幕府の思ふ存分に一任せんとする傾向を生じた。から世子定廣は、私かに井上聞多に其の衷情を漏らし、其の意見を徴した。此に於て當日の會議は開催せらるゝに至つた。

定廣井上の意見を

一日公(井上)は首班の家老宍戸備前を訪うて議する所があつた。會々定廣の近侍正木退藏が、急に宍戸の館に公を尋來て、定廣からの内書を渡した。披いて見ると、

朝廷今日之御衰運痛哭に不堪也、多年之微衷、何日に貫候半哉と苦慮、此事に候。汝可思之。

とあつたので、公は深く感激し、直ちに宍戸備前の館を辭去り、家に歸つて審思熟慮した後、一策を胸中に畫き出した。

惟ふに藩世子定廣も、百計盡きて、其の曾て近臣であり、親信したる井上に其の衷情を訴へたものであらう、井上も亦た血性男兒だ、其の之に感激したのも當然だ。

井上俗論
黨一掃の
策

乃ち密かに第四大隊及び力士隊の重立つた者を諭し、一身を抛つて、國家のために盡す覺悟を爲すことを誓はしめた。蓋し公の意は、第四大隊及び力士隊の二團結を以て、圓龍寺及び平蓮寺に屯集してゐる俗論黨を夜襲し、一撃の下にこれを粉碎して、その餘を強壓し、以て全藩の人心を一定しようと策したのである。(「世外井上公傳」)

此の如く井上は、先づ兵力を以て、俗論黨の壯士輩を一掃し、其の巢窟を覆へすの策を建てた。

井上武備
恭順論

九月二十四日の早朝、公は内謁を敬親父子に請うて、密かに建言する所があつた。その趣旨は、目下我藩の執るべき處置は、速かに武備恭順の藩是を確定し、幕府に向つて條理を辯疏し、幕府若し之を容れなければ、闔藩一致死力を盡して之に反抗し、尊皇の大義を貫徹する外は無い。之を實行する爲め、藩政府員等の辭表を却下し、その謹慎を解いて、各々その局に當らしめたい。就ては明二十五日を以て家老以下藩政府諸員を召集して、君前會議を開き、武備恭順の藩是を確定されるのが、目下の急に處する最大要務であるといふことであつた。

武備恭順は、井上の一本槍だ。

君前會議
の準備

敬親及び定廣は、深く公の建議を嘉納し、速かに政府員等の謹慎を解く事及び君前會議開設の事等を處理すべき内命を公に授けた。公は君前を辭去ると直ぐ政事堂に入り、屬吏を指揮して、藩政府員等の辭表を却下し、且つその謹慎を解く等の手續を爲し、併せて明二十五日四つ時(午前十時)を以て、君前會議を開催すべき旨を、家老以下諸役員に達して退出した。

その途次に前田孫右衛門、大和國之助、渡邊内藏太等を訪うて建言の趣旨を述べ、且つ明日の君前會議には、必らず參列す可き約諾を求め、次に筆頭の加判役、宍戸備前を訪問して、明日君前會議開催の命を傳へ、且つその理由を述べて賛成を求めた。宍戸は頗るこれに煩慮の色があつたが、第四大隊及び力士隊と誓約した大要を密話したので、宍戸は大いに安心の體であつた。此れが九月二十五日君前會議開催の序幕であつた。

【二八】 君前會議と武備恭順

毛利伊勢
恭順論

九月二十五日午前十時、豫定の如く君前會議は開催せられた。一門家老、政務に關する諸役員悉く參集した。藩主父子亦た之に臨んだ。當職毛利伊勢は、先づ發言し、益田、福原、國司の三家老の徒、京都騷擾の首魁等は、之を嚴科に處し、幕府に

對し一意恭順謹慎の誠を表し、哀訴歎願以て毛利氏の社稷を存するの外なかる可しと切り出した。

井上辨駁

井上聞多は直ちに之を駁して曰く、若し萬一幕府が、兩君公の身上に對して、言ふに忍びざる難題を嚴達する場合には、それをも忍ぶつもりである乎。此の如きは之を口にするさへ武士の恥とするところ、御身は、參政の首席として、君前に於て、斯る議論をせらるゝは、不忠不義の極みである。過失を謝するにも自から限度があり、作法がある。故に今日の危急に處するには、先づ武備恭順の國是を確定し、人心をして嚮ふ所を知らしめ、然る後幕府に對し、謝す可きは謝す可し。幕府若し之を容れず、我に向つて不當の難題を持ち掛くるに於ては、二州の士民、斃れて止むの大決心もて、之を打破せねばならぬ。

毛利能登
一意恭順論

此に於て毛利伊勢は沈黙したが、伊勢と與に一門家老の毛利能登口を開いて曰く、井上の論誤れり、馬關の攘夷は、幕意に反きて之を斷行し、戦敗の不始末を來たした。而して禁門の變には、遂ひに兩君公をして、朝敵の汚名を蒙らしむる

に到つた。是皆な當路者と諸隊との罪である。されば一切彼等を罷免して、その責に任せしめ、特に京都の暴動に與みしたる首魁の如きは、之を嚴科に處し、以て朝幕に對し、恭順の實を擧げねばならぬ。此上は伊勢の言の如く、一意恭順、國難を免るゝの外ある可からずと。

井上能登
を叱責

井上は又た之を駁して曰く、加判役たる御家老の口より、斯る議論を承るは、實に怪しからぬこと、馬關攘夷は朝命幕令を遵奉しての事、然るに幕府は之を以て長藩の暴舉と誣ひ、遂ひに兩君公をして勅勘を蒙らしむるに至つた。此に於て防長の士民激昂して、其の冤を雪ぐ可く京都に上り、それを鎮撫せんが爲めに益田、福原、國司の三大夫は上京し、世子も亦た五卿と共に朝旨を奉伺す可く上京の途上に於て、禁門の變報に接せられた。禁門の變は、遺憾至極であるが、然も固より朝廷に對して不敬の意あるが爲めではなかつた。且つ馬關攘夷に付ては、御身は屢ば其の評定の席に列して、一言も發せず、然も自ら馬關總奉行の命を承け、戰鬪の指揮に任せられたではない乎。今更ら何の面目ありて、斯る言

藩主井上
意見採用

を發せらるゝや、京都出兵の事に就ても亦た然り。若し之を不可とせば、何故にその當時に於て、斯く明言せざりし乎。

それから代るゝ家老共が、軟論を主張したが、井上は逐一之を辯駁し、而して政府員中前田孫右衛門、毛利登人、大和國之助、渡邊内藏太其他同志の面々は、何れも井上の説を贊し、甲論乙駁、容易に決す可くも見えなかつた。斯くて藩主父子を始め、午餐抜きにして會議を續け、午後四時に至つて、尙ほ未だ決定を見ず。藩主敬親は、此に於て曰く、今朝以來聞多(井上)の主張する所、良とに其理あり。故に予は即時武備恭順の國是に一定す可し。一同斯く心得よと。衆皆な承服、一人の異議を唱ふるもの無かつた。

井上末家
召集建議

斯くて井上は敬親に向つて、明二十六日には、御末家及び其の家老を召出され、今日參集の諸員陪列の上、末家の意見をも諮詢せられ、親しく武備恭順の國是確定を示諭あらんことを上申し、敬親は之を嘉納し、仍りて明午前十時を以て再び會議を開くことを命ぜられ、一同君前を退出した。時に午後六時であつた。

井上退出

井上は他の政務員と共に、政事堂に居残り、明日會議の準備及び諸末家招集の手續をなし、將さに退出せんとするに際し、藩主の召に應じ、再び進謁し、明日會議の手續等を具申し、各員退散の後、獨り退出したるは、午後八時頃であつた。

第六章 長藩兩黨相剋の犠牲

【二九】 井上聞多の遭難 (一)

井上刺客に襲はる

井上聞多が、君前を退出して、歸家の途に就いたのは、既記の通り（参照 二八）、九月二十五日午後八時を過ぎてゐた。而して其の途中に於て、刺客に襲はれた。此れは單に井上一人の不幸ばかりでなく、此れが爲めに武備恭順の藩是が動搖するに至つた。

井上秘策漏洩

始め二十四日井上が君前會議の開催に就て、家老首席宍戸備前に其事を告げ賛成を要めたるに際し、宍戸が色難した様子を見て、井上は胸中の秘策を漏らした。それは第四大隊——此れは井上が小郡の代官として率ゐたる——及び力士隊との誓約の一事だ。即ちいざとなれば此の兵力を藉りて、反對壯士等の反抗を鎮壓せんとする方略だ。此に於て宍戸も安心して、井上に賛成したが、宍戸

はやがて之を俗論黨の一人に語つた。此れが乃ち二十五日の夜に於ける、井上遭難の因となつた。

俗論黨士の計畫

扱も井上は九月二十五日午後八時過ぎ、政事堂を退出し、僕淺吉に提灯を携へ先導せしめ、湯田村高田なる自宅に向つたが、俗論黨の壯士輩は、蚤くに當日の會議の模様を、毛利伊勢の退出と與に、往訪して之を聴取し、之を彼等の屯所圓龍寺及び平運寺に報告し、それぞれ密議する所あつた。勿論彼等は前に宍戸備前の内話よりして、既に井上の秘策をも聞知したれば、彼等の中には、憎き井上を、此際片付けて仕舞へとの意見は、當然起る可き筈であつた。

井上斬らる

井上は斯る計企ありとは知らず、提灯の後から讚井町の袖解橋の手前、凡そ一町許の處に差掛つた時、一人の侍が突然井上に向つて、御身は井上開多ではない乎と訊うた。井上は然りと答ふるや否や、他の一人の侍は、後より彼の兩足を拘束し、その背を押して前に倒した。それから組討が始つた。その時他の一人は太刀を揮うて井上に斫付けた。この一撃にて彼の身體は兩斷となる可きであ

つたが、偶然にも井上が顛倒の際、其の佩刀が背部に廻り横はつた爲め、之を障へて、刺客の刀刃は、背梁骨の僅か三分許の所に止つた。井上は此の重傷に屈せず、起ち上る際、又だ一刀を後頭部に受けた。かくて佩刀を抜いて、防禦せんとする際、刺客の一人は、更らに面前より一撃を加へ、右頬から唇にかけ、深く斬込んだ。その他下腹部——懐中の鏡にて、傷は急所を外れた——及び胸部にも、數個所の刀剣を受け、到底免れ難き刹那に於て、井上は忽ち身を翻へして、其影を匿した。刺客三人はその附近を搜索したが、暗夜にて、遂ひに得る所なく、その場を立ち去つた。

芋畑の中に隠る

井上は重傷を負ひ、出血夥だしく、殆んど知覺を失し、別段痛苦を感せず、只だ竹木等にて、劇しく殴打せられたるかの如く覺えた。と云ふことだ。斯くて漸く己に反りて、周圍を見廻せば、身は芋畑の中に倒れてゐた。彼は如何にして此處に在るかを知らなかつた。唯だ甚だしく渴を覺えた。而して前方に幽なる燈光を認め、行いて水を乞はんとしたが、起つことが出來ず、漸く匍匐して之に赴いた。

その農家は彼が倒れたる所より、僅か七八間の所であつた。彼は出血の爲めに、其の視力朦朧として、其の遠近さへも辨ずる能はなかつた。

自宅に送り着けらる農家では戸外に微かなる聲を聞き、驅け出して見たるに、鮮血と泥土とに塗れたる漢が、氣息奄々として横つてゐる。驚いてその顔貌を見て、始めて井上たるを認め、其故を訊うたところ、井上は微かなる聲と手もて、遭難の意を通じ、切りに一杯の水を請うたから、農夫等は直ちに水を與へ、彼を舂に載せ、七八町隔てたる井上の宅に送り着けた。

【三〇】 井上聞多の遭難 (二)

井上の傷深し

聞多の兄、井上五郎三郎は、僕淺吉の急報に接し、その遭難の場所に馳せ付けたが、遂ひに聞多に出會せずして引き返したところ、聞多は既に歸家の後であつ

た。早速長野昌英、日野宗春の兩醫師を請うて、治療せしめたが、滿身血に塗れ、正さに致命の重傷にて、兩醫師も茫然手を下すに由なかつた。而して井上は精神恍惚、視力減退、其の側に在る母兄さへも識別する能はず、呼吸切迫、只だ、兄上と一言を發し得たるのみだ。

母介錯を阻止

五郎三郎は井上に向ひ、聞多の敵は誰だと訊いたが、答ふることが出來ず、唯だ手真似にて、速かに介錯を頼むとの意を示した。此に於て五郎三郎は其旨を領し、直ちに大刀を引抜いたが、母は彼の袖に取籠り、縱令其の甲斐無きまでもせめて傷口を縫ひ合せ、其の経過を見たいと訴へた。兄は斯る重傷ではとても見込がない。此上は介錯して、一刻も速かに其の苦痛から脱せしむるが、眞成の慈愛であると申し諭し、大刀を振り翳したが、母は之を見るや、急に聞多の血塗れの身體を背後より抱き、是非に介錯したければ、此の母と併せて切れと、覺悟の態を示したから、五郎三郎も母の意に任せ、治療せしむることとした。

所施術の申入れ

時に美濃の浪士所郁太郎も亦た、井上遭難の事聞き、其家に來つた。彼は緒方

洪庵の門人にて、其群を抜き、文久三年、醫業を京都に開いたが、長藩に召抱られ、元治甲子禁門の變に、京都を去つて馬關に逃れ、奇兵隊に入つたものだ。彼は醫師にして志士であり、井上とも親密の間柄であつた。彼は自から手術を施す可く決心し、口を井上の耳邊に付け、大聲にて、予は所郁太郎だ。御身は家兄に介錯を請うたが、母君は是非に治療を受けしむ可く、御身を抱き、強ひて家兄を制止せられた。今ま現に背後から君を抱いてゐるのは母君である。成否は期し難きも、母君の慈愛の爲めに、予の手術を施すを甘諾し、その苦痛を忍受せられよ、と。此の言葉は井上の耳底に徹したらしく、頗る感動したるやうであつた。

傷口縫合

此に於て所郁太郎は、直ちに刀の下げ緒を襟に掛け、燒酎で傷所を洗滌し、小さい疊針もて、縫合し始めた。井上は殆んど知覺を失ひ、別段の苦痛を感じなかつたやうであつたが、然も右頬から唇にかけて、傷口を縫うた時には、頗る苦痛の體であつた。吉富藤兵衛も、その席に來會し、他の二醫と共に、所の手術を補助し、遂ひに六箇所の創口を、五十針ばかりも縫合せ、手當を了つたのは、午前二時頃

であつた。

吉富簡一

尙ほ吉富簡一（藤兵衛）の語る所によれば、左の通りだ。

此時井上聞多君、小郡裁判の御代官役より、御政務座兼任なりし。井上家は、三條公の御座所の爲、御借上げに、相成居、君の令兄五郎三郎井上家族は、不殘近邊の野上周伯と言ふ醫師の宅へ轉居せられ、聞多君は井上家二男の身、幼年の頃萩の志道家へ養子に行かれ、後故あり井上家へ歸籍せらる。井上家借宅にて手狭に由り、聞多君は、私方末家吉富助二郎と申者の方なる部屋に住居せられ、日夜時勢談の爲め、相ひ往來す……井上氏の曰く、今日は御前會議あり、余も出勤す可し……今日こそ、宍戸備前殿を始め、忌諱憚からず、散々に腹の減る程言はんと欲すとの物語りに由り……大に井上君を諫めました。君の性質忠孝に臨では、極めて切なる氣質故、中々思ひ止まるの色なく、乍、去注意の所は、充分注意すべし、兎に角歸り掛け、必ず立寄べし、今日御前會議の模様も相話すべしとて相分れ……今朝の約あるを以て、則ち井上君の宿屋へ

吉富縣付

立寄りしに、女中仰天顔にて、旦那は途中にて、御怪我ありしとかにて、只今俵駕籠にて、御本家井上家へ昇付しと取沙汰せり。……簡一制して曰く、夫れは何かの間違ならん、兎も角も是れより行て見る可しと、令兄井上五郎三郎氏の居所に至りしに、豈に料らんや、俵駕籠にて、刀傷數箇所、血汐に染みたるま、昇付たる處にて、僅かに氣息の通ずるのみなりし。……流石に所氏、下げ緒を禱となし、治療中斃れらるゝも可なりとの事ならば、手を下すべし、足下手傳あるやとの事に付、生死命なり、充分の治療を乞ふと、夫より私と所氏は、血に染み、夜二時過迄に、五十針を縫ひ、繃帶の掃除をなし、治療畢りしは、鶏鳴頃なり。

井上の遭難は、當人に取りて不幸ばかりでなく、此れが爲めに正義派は、折角に擡頭しかけても、更らに一頓挫を來たした。

【三二】 周布政之助の自刃 (一)

周布の人

井上聞多遭難の九月二十五日に、周布政之助——當時麻田公輔と稱す——も亦た自殺した。彼は村田清風門下の士、清風は彼を壯年にして簡拔し、人に語つて曰く、政之助こそ、往々は二州の政事を司る可き者である」と、斯くて彼は追々に累進し、殆んど村田の期待に負かざるの位地に進んだ。一時は長井右近——雅樂——と併び稱せられ、長井、周布の兩人にて、一藩の樞機を分掌したるの趣きがあつた。

最初より急進派

然るに長井が航海遠略の開國説を持して、公武合體の周旋を事とするや、やがて周布は其の意見を殊にし、周布は寧ろ所謂正義派、即ち急進派の領袖の一となり、吉田松陰社中の面々、高杉、久坂の徒、亦た大いに周布に信賴する所あるものゝ如くであつた。彼は文久二年十一月十四日蒲田梅林にて、酒を被り、山内容堂を罵りたりとの故を以て、土州の葛藤を惹起し、爾來麻田公輔と姓名を

變じ、依然藩務に従つた。而して元治元年六月三日、萩にて醉中高杉晋作を野山獄に訪ひ、其の所行禁令に觸るゝ所ありて、職を罷められ閉居したが、やがて起用せられ、禁門變の善後策に就て、岩國に使ひし、吉川監物と相見て談ずる所あり、更らに上國に赴き、一身を犠牲として、君冤を雪がんと企てたが、藩命によりて其志を果さなかつた。

周布覺悟

彼は自から重大の責任を感じ、時事の日に非なるを見、鞅々として樂まず、遂ひに自刃の志を決した。此れは恐らくは八月の下旬頃であらう。今ま吉富簡一の語る所に據れば、左の如し。

吉富簡一
諫告

元治元年九月五六日と覺ゆ。自裁せられ懸けしを、細君之を止められ、私は其後二里計なる小郡と申す所の親類に參り居りしが、細君よりの密使來りし故に、直に歸り、此事は知らぬ顔にて、種々時勢談をなし、時正に鷄鳴を告ぐるに由り、人の業たる、死は易し、生は難し、今日の事態、如何程切迫に精神を勞せらるゝも、京師變動及馬關攘夷一時和議等、一時名義の汚點と雖ども、是又

周布志を
語る

出來たる上は致方なし、今日の御國難を雪がんに、幕兵無法に四境へ攻入る時は、條理明白に、君上の思召を訴へ、若し彼れ暴を施すに至れば、我れ國內忠義の士不少、又諸隊正義を守る死士あり、之れと力を戮せ、幕の烏合兵に向ひ戦はん、何の難き事かある、只管此處にて、御迫りは、忠も却て愚に陥るの恐れなしとせず、又忠孝兩全は、素より不可望とは言へ、眼前七十餘の北堂君及御妻子の事も思はるべし、兎に角明日是れへ對する御返書を願ふとの意に認め、一書を麻翁へ出し、互に別れて一眠し、翌朝昨夜の御答如何と申せし所、翁も前夜屠腹に至らんとせし事を、野生承知せしと察せられ、胸襟を開らき、如何にも死は易し、生は難しとの忠告尤なれど、從來公武御合體の御周旋より、尊攘御大義を被爲立、君上の思召を受け、政府に在つて事を執り、終に如此御國難を醸し、公輔は再生の御高恩を受け居る身分、實以臣子の分として、目下の國情、如何に思ひ返すも、死を以て君上へ奉謝候外道なしと、餘を顧みるの隙なく、乍爾事に預りたる政府の者と、外御家來中とは、職自ら別あり。一

雌雄を決するの要

般國內士民は、一應の恭順を盡し、君上の京都變動に、一切御關係なき條理を、幕の問罪使へ辯解するも、彼れ暴威を逞くし、君上へ迫るの形跡あらば、御兩殿様を奉じ、潔く幕兵と雌雄を決し、御正義を相輝す事を力めざるべからず、人は可死時に死せざれば、却て恥しめを受く。茲の道理を聞分吳かし、我が子庄金(庄三郎或は昌三郎、兄兒玉傳兵衛二男、養うて嗣とす。金種實子後男爵周布公平)二人も亦幼年、萩明倫館に在つて、就學中の身、是等の事を相話す年ならず、所謂佛氏の因縁と言ふが如きか、山口へ來りし後、厄介になり、内外となく、父子の如く相語らひたる中故、我が心中を不殘打出し、示談すとして落涙せらる。人の死せんとする其言や善し。如何にも周布其人の眞肝を吐き來りたるものと察せらるゝ。

〔三三〕 周布政之助の自刃(二)

毎日諺言

吉富簡一の語る所尙ほ續く。

私は一層悲に堪ず、條理は凜然、武士たるの志操は、感佩止むなきも、此人を失うは、二州の言ふ可らざる不幸、如何にもして存生せしめ度と思ひ、物には理外の理と言ふ事もあれば、餘り切に過ぐるは、精神病との外評も難免、死すると極めたる上は、何時も死に就かるべし、早計は取らざる所なりと、細君と謀り、双物等不殘始末し、日々麻翁を諫めて、十四五日を送りしが、麻翁の心事倍倍切迫、我れは先般岩國へ至り、監物様へ拜顔せし時に、已に何時も、公輔の首級は差出すべしと申し置きたり、京師變動の事は、三大夫以下、難を其身に受け、君上の冤罪を訴ざる可らず、又公輔等は、從來政府に在りたる身なれば、此御國難を身に受け、死を以て君恩に報ふべきは、當然の勤め、死は一つなり、武士は割腹を常とすれど、刃物隠したれば、食を斷じ死して君上へ申譯を爲す

麻田心事
倍々切迫

べしと、存生の心なし、因之萬一の事ありては、翁の二子庄三郎氏、金槌氏及令兄たる兒玉翁へも、簡一が心事立たずと、麻翁近日の切迫なる事情を縷々相認め、庄金兩子一同、山口御出可なりと、態飛脚を萩住の兒玉傳兵衛氏へ差越たるは、同九月二十三日なり。同二十五日、兒玉氏、庄三郎、金槌の二子と、萩より來られ……歸宅し見れば、兒玉翁來られ、私方止宿致され、庄金御兄弟は、麻田翁の方に寝られた事を、兒玉氏より承知し、今晚井上氏途中にて、不慮の事あり(參照二九、三〇)、其始末を付け、只今歸りたる處にて、非常に勞かれ居れば、何事も明日に譲るべしと、兒玉翁へ大略を話し、寢處に入り、枕を當たる處、麻田家に居るおみよと云ふ下女、外より私の枕元の格子も碎けよと打叩く。旦那大變で御座ります。早く御出下されよと、九死一生の聲なりし故、麻翁の自裁と考へず、井上氏を斃せし狼藉人麻田へ踏込たる事と考へ、枕元の刀を引抜き、格子を蹴破り、麻田へ到り見れど、翁居合せられず、如何と尋ねれば、畑の方へ出られしとの事故、直に跡を行き見れば、已に短刀にて笛を立派に搔切ら

麻田自決の報

れ、刀は二間程向ふに飛居り、翁私を見て、何か言を發せられしに、其言聞取れず、直に瞑目に至られたり。

麻田の思ひつめ

以上の所説にて、如何にして周布が自殺したるか、その徑路は分明だ。彼は禁門の變に關係したる連中が、何故に天王山にて切腹せず、おめおめと歸國し、其の煩累を藩主父子に及ぼせしかを、甚だ遺憾としてゐた。彼は恐らく、之を以て防長武士の士道を潰すものとしたであらう。而して彼は、前きに吉川監物に面會の際、御入用ならば、此の首級は、何時にても差出すと云ひしに、監物よりして武士に二言はあるまいと質され、聞き直りて不肖ながら歴代毛利家に祿仕したる士である。云ふにや及ぶと返答した。固より此の場合に於て、彼の覺悟は定つたものと察せらるる。加之彼の健康も、當時は満足でなく、聊か衰弱の態であつた。

自刎の次第

屠腹に及ばざりしは、隠し居たる刃物、如何にして取出されしか、家内寢靜りたるを見て、居間にて自裁の覺悟なりしも、前より毎夜細君氣を付られ、此

遺書

の體を見て止られ、みよ女を以て私へ報知あり。夫故翁は小用に行かれ、同じく細君付添はれ果されず。不得止畑へ運動する連出られ、後ろに始終細君付添はれし故、立ながら咽喉を刎切られ、如此に至れり。……自裁後机の上を見れば、君上への上書及び庄金二子、甥杉氏、私への遺書相残しあり、簡一への遺書は、曩に九月五六日、始て自裁の擧ありしを止め、死は易し、生は難しと、長々一書を認め、翁の回答を乞ふとの手紙と一同封じ、上紙に死易生難と書てありました。

此の如く井上の暗撃せられたる同夜、周布は自殺した。自殺者としては、前に來原良藏あり（文久二年八月廿九日）、後に周布政之助あり。何れも事志と違ひ、生を捨て死を取りたるもの。其の長藩武士としての意氣や、寔とに悲壯と云ふ可きに幾し。

【三三】 周布政之助の心事

金槌への遺書 周布政之助は、九月十七日、書を其の族繁澤右衛門に與へ、其の衷情を訴へ、其子金槌の身上を托し、翌十八日の夜、更らに金槌に當て、左の遺書を認めた。

覺

- 一 忠孝を以心とし、心に愧候儀は、堅く禁止之事。
- 但先生拜賜之御筆物、慎獨と被遊候額地御裝候而、朝夕御拜見候はば、本文之深意も、御落著候半と存候。
- 一 氣を養ふ事直ならざれば、心の理亂れ候而、識見も定らず、終に士道を失ふに至るべし。此儀深御掛念之事。
- 但同斷天地有正氣と被遊候御直筆物、掛物に仕立有之候付、是亦期望等に、御拜見候はば、本文之深意御落著候半と存候。
- 一 御紋付之御品々御取揚にも可被仰付哉に候得共、若被殘置候はば、御大

切に御所持之事。

一 衣食住三事不自由に付ては、ば、さま、おか、御兄妹中も、嘸々なんぎ、殊に貴殿御心痛と存候得共、是亦武士之常と、御安心候而、聊御頓著無之、精々御苦身候而、御奉公をのみ專一に御心掛之事。
一 監物様より被下候短刀一腰、對候より同斷之長刀二腰、致御讓與候間、御終身大切に御所持之事。付り水藩より贈來候短刀一腰、令兄へ譲り申候間、同斷之日本外史は、練兵塾え、差出置候、是も亦御掛念可然候、右申置候也。

元治元年九月十八日夜

金 槌 殿 へ

吉富への遺書
流石に其の子に與へたる遺書も立派だ、尙ほ九月二十四日付にて、吉富簡一へも、遺書を認めた、而して二十五日に至り、藩主當てに左の遺書を認めた。

申上置事

私儀再生之

主君への遺書

鴻恩に浴候身分として、識力不足、從來心掛候御奉公之心事、一も不相達、却て不忠とのみ相成、隨而孝をも節義をも失ひ、天地之間に身を置く所無之、深く奉恐入候。御國事萬端監物様え御託し被遊候由、乍蔭承之、難有次第に奉存候。乍爾於私には、一身之公儀不相立、絶食待命候心得に御座候處、慈愛之至情不得止、第一君臣之大義、終身之一大事と奉存、如此相愼罷在候、然處御忠節、御信義、御孝道今日に至り如何と苦心之餘り、自訴候も御免に相成候はゞ、最後之御奉公と奉考、其儀をも不得、今更御奉公之廉目不相立、甚以奉恐入、死後之餘罪消所無御座候得共、精神を天地之間に残し候而成共、可奉酬、鴻恩候間、心事御憐恕被成下候様奉願候、依之申上候、以上。

甲子九月念五

同僚の諫止
尙ほ彼が死を決したる事に付ては、彼の友人中にも、薄々感づき之を諫めたる者もあつた。

全體麻田の論では、宍戸、中村、佐久間、竹内、杯が、京師で敗れた時、天王山か山崎

か、一封の書面を遺して、今度の一件は主人父子の知つた事でない。自分共がした事であると云ふて、立派に腹を切つて死んで仕舞へば、コンな困難な事には爲らぬのであつたが、阿容くんと歸つて來たのであるから、善後の策に窮する様になつた。己れなら屹度死ぬるがと、常に言ふて居りましたさうですが、國事日に切迫するに従ひ、麻田の心事も益々切迫した様子が見えるので、同僚友人なども、麻田はひどく迫つて居るが、どうか彼を慰めねばならぬといふて、或る日親友の秋良敦之助が、麻田を訪ふて、お前は防長の柱石であるから、漫りに死を急いでは宜くない。死は易く生は難しであるから、ドウかモウ少し長らへて、此の國難救済の任に當つて呉れなければならぬと云ふて忠告すると、麻田はソナなことはない。男子一たび事を誤らば、何時でも死ぬがよい。サウせぬと、後進の士を激勵することが出来ぬ。自分丈け豪いと思ふのは間違ひだ。先進の士が死んで見せると、後進の士が奮起して、必ず其の志を繼いで呉れるものであると申したさうです。

麻田肯ゼ

惟ふに此れが彼の心事の一片を道破したものであらう。周布の死は、決して徒死ではなかつた。

昭和九年十二月卅一日、嗚呼歳方さに逝かんとす、大森山王草堂に於て

蘇峰 七十二叟